資料１

電波監理審議会会長会見用資料

平成２９年９月１３日

電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案について（平成２９年９月１３日　諮問第２１号）

［電波法の改正（平成29年５月）に伴う調査周期の柔軟化］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（梶田課長補佐、濱元係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課
（福田課長補佐、菊池係長）
電話：０３－５２５３－５８７４

諮問第 21 号説明資料

電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案について

（電波法の改正（平成 29 年５月）に伴う調査周期の柔軟化）

１　諮問の背景

⑴　電波の利用状況の調査等（以下、「利用状況調査」という。）の周期は、これまで、電波法により「おおむね３年ごと」と規定されていたところであるが、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の増加に伴う周波数に対する需要の変化が激しい無線システムについては、より短い周期で無線通信サービスに関する最新技術の使用動向及び無線局の増加に伴う周波数の需要の変化を的確に把握する必要があることから、平成 29 年５月に電波法の該当部分（利用状況調査の周期の規定）を削除し、総務省令で柔軟に定めることができるようにしたところである。

⑵　あわせて、臨時の利用状況調査についても、電波法で規定されていたところであるが、利用状況調査の周期の柔軟化に伴い該当部分の規定を削除したところである。

２　改正概要等

⑴ 技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（全国ＢＷＡ）の周波数帯については、毎年、利用状況調査を実施するよう、電波の利用状況の調査等に関する省令第３条の規定を改正する。

⑵ 臨時の利用状況調査についても、改めて、電波の利用状況の調査等に関する省令第６条で規定する。

⑶ 携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（全国ＢＷＡ）は、全国をサービスエリアの対象とした無線システムであるものが多いことから、個々の総合通信局の区域毎ではなく、複数の総合通信局を一つの区域として利用状況を調査し評価することができるよう、電波の利用状況の調査等に関する省令第７条の規定を改正する。

⑷ ⑴の携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（全国ＢＷＡ）の利用状況調査については、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令等（平成 29 年 10 月 1 日施行予定）により導入予定の「移動通信システムの無線局免許の終期の統一」制度と一体的な運用を行うことで、移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保するものである。

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（平成 29 年 10 月 1 日の施行を予定）。

電波の利用状況の調査の概要

【調査する事項】
- ○ 無線局の数
- ○ 無線局の具体的な使用実態
- ○ 他の電気通信手段への代替可能性　等

電波法に定める3,000GHz以下の周波数の電波の利用状況の調査

３年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに実施
① 714MHz以下
② 714MHz超3.4GHz以下
③ 3.4GHz超

①調査	②調査	③調査
H17	H16	H15
H20	H19	H18
H23	H22	H21
H26	H25	H24
H29	H28	H27
	H31	H30

国民の意見

例
- 新規の電波需要に迅速に対応するため、 電波再配分が必要
- 既存の電波利用の維持が必要

周波数区分ごとの電波の有効利用の程度の評価

調査及び評価結果の概要の公表

例
- 現在、電波は有効に利用されている
- 使用帯域の圧縮が適当
- 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

電波監理審議会への諮問

調査・評価結果を周波数の再編へ反映

電波法の改正（平成29年５月）に伴う調査周期の柔軟化

制度改正の背景

① 平成１４年に電波の利用状況の調査等が創設されて以降、３年を周期として周波数帯を3つに分け、当該調査を実施してきている。
② その後、無線局を取り巻く環境が変化し、技術革新のスピードが速く、新たな技術を用いた無線通信サービスを提供する無線局が出現してきている。また、それらの無線システムにおいては、無線局数が著しく増加し、使用している周波数がひっ迫してきているものも出現している。
③ こうした技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムについては、３年という周期ではなく、より短い周期で最新技術の使用動向、周波数に対する需要の変化を適確に把握する必要がある。

電波法改正の概要

このような背景から電波法第26条の2において、一律「おおむね3年ごと」と規定している調査等の周期について、無線通信システムの実情に応じ、柔軟に総務省令で設定できるよう改正（平成２９年５月１２日公布）。

省令改正の概要

［現在の調査の周期］

ア　３年を周期として、以下に掲げる周波数帯ごとに実施
① 714MHz以下
② 714MHz超3.4GHz以下
③ 3.4GHz超

イ　必要に応じ、３年の期間の中間において臨時の利用状況調査を実施（改正前の法律で規定）

［改正後の調査の周期］

ア　技術革新や無線局数の増加が著しい携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（全国BWA）の周波数については、**毎年**

イ　ア以外の周波数は、従来どおり周波数を3区分し、**3年ごと**

ウ　周期の柔軟化による電波法の改正により、法で定められていた「臨時の利用状況調査」について、改めて省令で規定

＜参考：平成30年度電波の利用状況の調査等＞
ア　携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（全国BWA）が使用する周波数帯の調査
イ　３．４GHzを超える周波数帯の調査

（参考）携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の状況等

平成28年度の電波の利用状況調査の結果から、平成25年度から平成28年度の３年間で、携帯電話の無線局数は約2億3千万局、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局は約2,723万局増加している（平成29年６月の電波監理審議会で諮問、答申）。その結果、移動通信トラヒックが急増している。

■ 無線局数の推移（平成28年度電波の利用状況調査から）

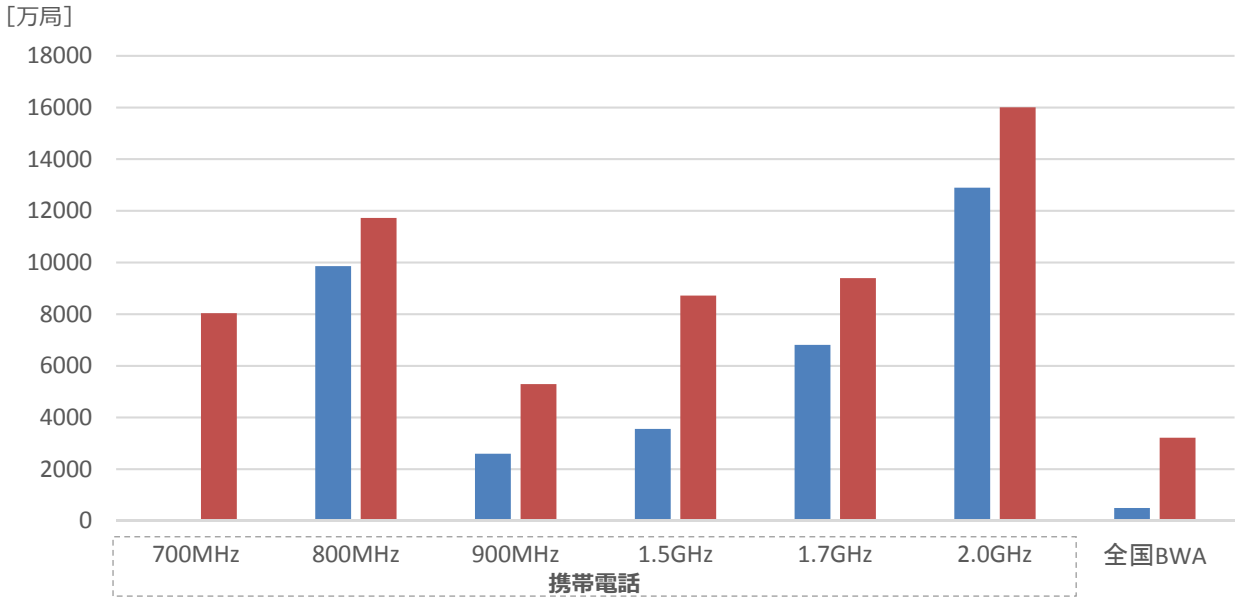

対象システム	平成25年度（局数）	平成28年度（局数）	前回調査比
全国の無線局数（注）	363,263,697	624,895,034	172%
（内訳）携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム			
700MHz	0	80,388,787	-
800MHz	98,596,802	117,257,214	119%
900MHz	25,993,980	52,969,662	204%
1.5GHz	35,573,023	87,175,660	245%
1.7GHz	68,129,855	93,970,824	138%
2.0GHz	128,985,633	160,046,204	124%
全国BWA	4,985,188	32,212,561	646%
合計	362,264,481	624,020,912	172%

■ トラヒックの増加

- 移動通信システムに係るトラヒックは１年間で約1.4倍のペースで急増

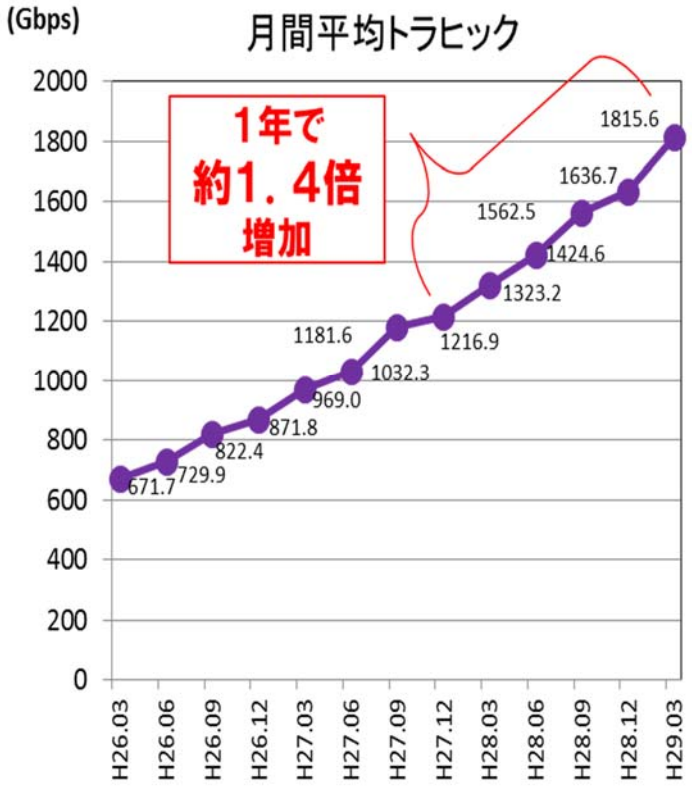

（注）714MHz超3.4GHz以下の周波数を利用しているもの。複数の周波数区分を利用している無線局は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い。

（参考）移動通信システムの無線局免許の終期の統一等

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令等（平成29年10月1日施行予定）により導入予定の「移動通信システムの無線局免許の終期の統一」制度と一体的な運用を行うことにより、移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する。

免許の有効期間の終期の統一（施行予定日：平成29年10月1日）

【概要】 携帯電話・BWAの無線局の免許の有効期限が、総務大臣が別に告示で定める日（平成29年10月1日及びその後5年ごとの10月1日）に免許等をした無線局の有効期限と一致するようにする。

【改正法令案】 ①電波法施行規則　②新規告示

再免許時の審査基準の策定（施行予定日：平成29年10月1日）

【概要】 再免許申請時に「将来の業務計画等」及び「免許期間における業務の概要」を提出させ、当該計画の達成状況を審査。
「将来の業務計画等」の最初の提出は平成34年10月1日の再免許時、「免許期間における業務の概要」の最初の提出は平成39年10月1日となる。また、平成34年10月1日以降は、新規免許申請時にも「将来の業務計画等」の提出が必要となる。

【改正法令案】 ①無線局免許手続規則　②電波法関係審査基準

電波の利用状況調査の拡充（施行予定日：平成29年10月1日）

【概要】携帯電話等の利用状況調査を毎年実施することで、5年間の中間状況を年度末ごとに把握。

【改正法令案】 ①電波の利用状況の調査等に関する省令　②告示改正

制度改正後の免許イメージ

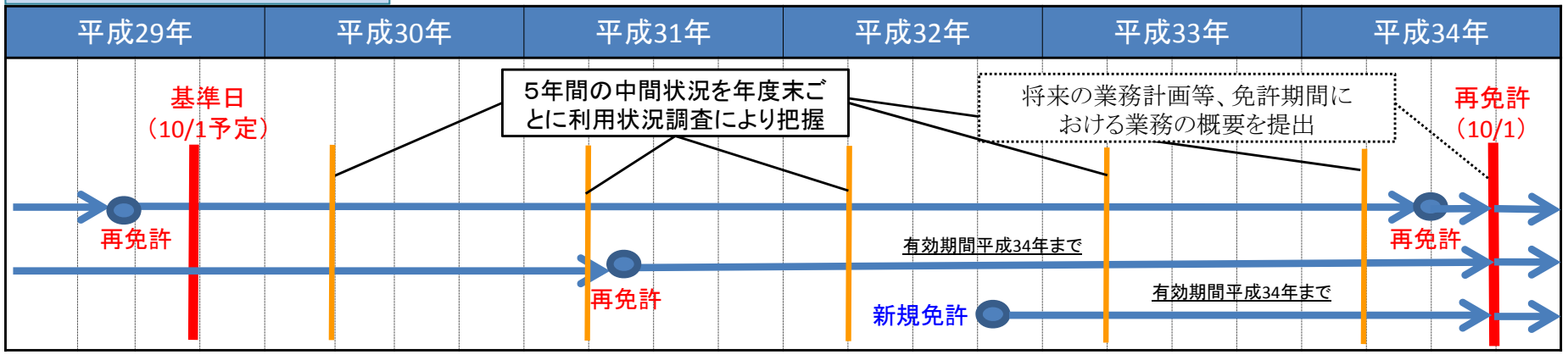

資料２

電波監理審議会会長会見用資料

平成２９年９月１３日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
（平成２９年９月１３日　諮問第２２号）

［3.4GHz帯放送事業用無線局の周波数の使用期限の設定］

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（梶田課長補佐、濱元係長）

電話：０３－５２５３－５８２９

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

（竹下周波数調整官、黒川第二計画係長）

電話：０３－５２５３－５８７５

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(3.4GHz 帯放送事業用無線局の周波数の使用期限の設定)

1　諮問の概要

3400MHz から 3456MHz までの周波数帯を使用する放送事業用無線局については、平成 23 年９月の周波数再編アクションプランから「最長で平成 34 年 11 月 30 日までに周波数移行することとする」と示し、第４世代移動通信システムの需要動向を踏まえつつ、最終の周波数使用期限を検討してきた。平成 28 年 11 月の周波数再編アクションプランでは、移動通信トラヒックの増大に伴い「平成 34 年 11 月 30 日までに周波数移行することとし、４Ｇ等の移動通信システムの導入に向けて早期に移行を進める観点から終了促進措置の活用等を含めた検討を推進する。」と示している。

今般、移行の対象となる放送事業用無線局の再免許が行われる平成 29 年 12 月１日に先立ち、この移行を具体的かつ円滑に進めるため、周波数割当計画の一部を変更して放送事業用無線局の周波数の使用期限を定めるものである。

2　変更概要

3400MHz から 3456MHz までの周波数割当表のうち、周波数の使用に関する条件の欄に、「放送事業用での使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。」旨の文言を追加する。

3　施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
（3.4GHz帯放送事業用無線局の使用期限）

3.4GHz帯放送事業用無線局の使用期限を定める変更

諮問の概要

3.4GHz帯の周波数を使用する放送事業用無線局については、平成23年の周波数再編アクションプランから周波数移行することを示し、 4G※の需要動向を踏まえ、最終の周波数使用期限を検討してきた。平成28年11月の周波数再編アクションプランでは、移動通信トラヒックの増大に伴い「平成34年11月30日までに周波数移行することとし、4G等の移動通信システムの導入に向けて早期に移行を進める観点から終了促進措置の活用等を含めた検討を推進する。」と示している。

※4G：第4世代移動通信システム。高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsの速度を実現するシステム

今般、この移行を円滑に進めるため、移行の対象となる放送事業用無線局の再免許が行われる平成29年12月1日に先立ち、周波数割当計画の一部を変更して放送事業用無線局の周波数の使用期限を定めるものである。

平成28年11月周波数再編アクションプランから抜粋

移動通信システム（4G等）
【3.4 / 4GHz帯】
（3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、3.4GHz帯音声FPU及び監視・制御回線の移行等）

ア　3.4～3.48GHzの既存無線局の移行に関して、(i) 3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線についてはMバンド（6570～6870MHz）又はNバンド（7425～7750MHz）に、(ii) 3.4GHz帯音声FPUについてはBバンド（5850～5925MHz）又はDバンド（6870～7125MHz）に平成34年11月30日までに周波数移行することとし、4G等の移動通信システムの導入に向けて早期に移行を進める観点から終了促進措置の活用等を含めた検討を推進する。

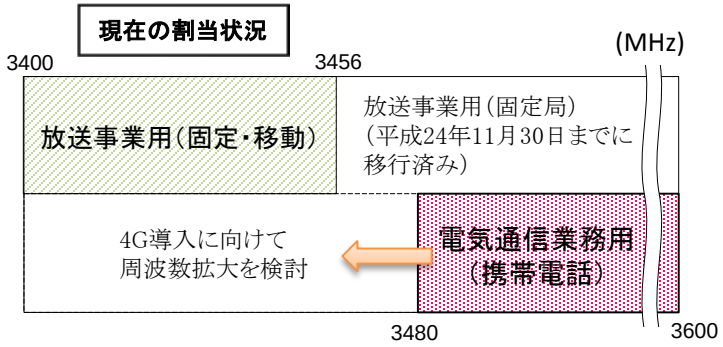

変更の概要

3400MHzから3456MHzまでの周波数割当表のうち、周波数の使用に関する条件の欄に、「放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。」旨の文言を追加する。

変更のイメージ

国内分配（MHz）（4）		無線局の目的（5）	周波数の使用に関する条件（6）
3400-3456 J157	固定 移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	

資料３

電波監理審議会会長会見用資料

平成２９年９月１３日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
（平成２９年９月１３日　諮問第２３号）

［4K・8K実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する
技術基準導入のための制度整制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（梶田課長補佐、濱元係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送技術課
（篠澤課長補佐、幸坂係長）
電話：０３－５２５３－５７８５

無線設備規則の一部を改正する省令について

（4K・8K実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のための制度整備）

1　諮問の概要

衛星放送は衛星より送信された12GHz帯の電波を各建物に設置されているアンテナで受信し、LNB(Low Noise Block)により同軸ケーブルによる伝送に適した中間周波数帯（BS・CS-IF）に変換した後、集合住宅や宅内での配信による損失を補うためにブースタにより増幅され、適宜分配器により分配されることで、各戸や宅内の各部屋のテレビ用壁面端子まで同軸ケーブルにより伝送されているが、中間周波数帯の電波が漏洩し、重複する周波数を用いる他の無線システムへの有害な干渉を生ずる例が報告されている。

従来の衛星放送の中間周波数帯は約1～約2GHzであったが、平成30年から新しく始まる衛星による4K・8K実用放送（左旋円偏波を利用）の中間周波数帯は約2.2～約3.2GHzに拡大されることから、すでにサービスを実施している他のサービスとの共用における懸念が指摘されている。

これを踏まえ、衛星放送用受信設備に必要な技術的条件に関し情報通信審議会において検討を行い、その結果本年7月12日に一部答申を受けたところである。

今般、当該一部答申を踏まえ、衛星放送用受信設備に必要な技術的条件について規定の整備を行うため、無線設備規則の一部改正を行うものである。

2　改正省令の概要

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正。

平成30年から始まる衛星による4K・8K実用放送（左旋円偏波を利用）に対応した中間周波数（2224.41MHz以上3223.25MHz未満）を使用する受信設備が副次的に発する電波の上限を規定するもの。

3　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（平成30年4月1日の施行を予定）。

無線設備規則の一部を改正する省令案について

（4K・8K実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のための制度整備）

4K・8K推進のためのロードマップ（2015年7月公表）

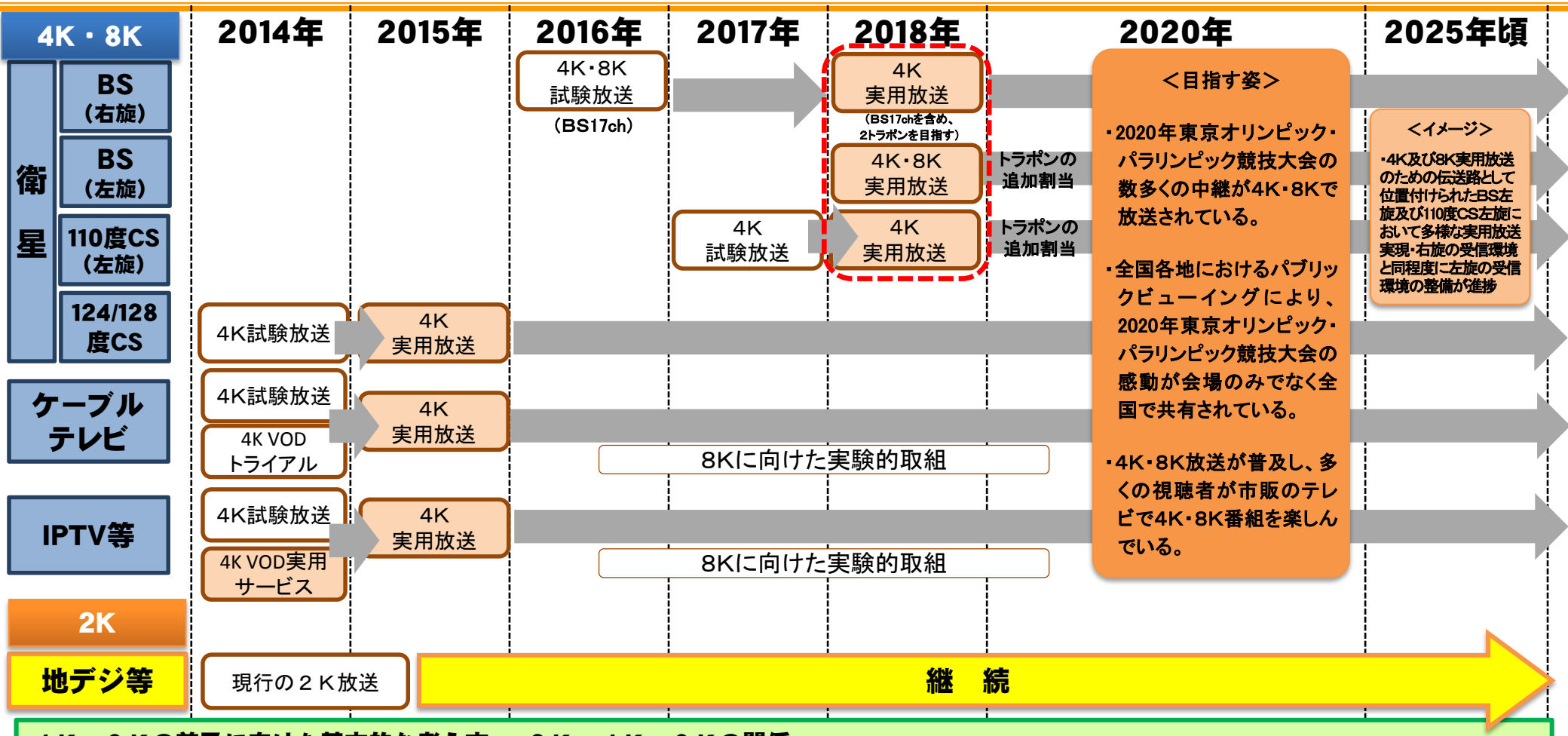

４Ｋ・８Ｋの普及に向けた基本的な考え方 ～２Ｋ・４Ｋ・８Ｋの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、２Ｋ・４Ｋ・８Ｋが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

（注1）ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
（注2）「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。
（注3）BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ（BS17ch）を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。
（注4）BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
（注5）2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

4K･8K実用放送における衛星放送用受信設備の概要

衛星放送は衛星より送信された12GHz帯の電波を各建物に設置されているアンテナで受信し、LNB(Low Noise Block)により同軸ケーブルによる伝送に適した中間周波数帯(BS･CS-IF)に変換した後、集合住宅や宅内での配信による損失を補うためにブースタにより増幅され、適宜分配器により分配されることで、各戸や宅内の各部屋のテレビ用壁面端子まで同軸ケーブルにより伝送される。

新たに利用する中間周波数帯(約2.2～約3.2GHz)には、多くの無線システムがすでに使用されていることから、電波が漏洩する旧式の設備を使用した場合や施工が不適切な場合、必要な対策をせずに左旋円偏波に対応したアンテナに交換すると、他の無線システムに影響を与える可能性がある。

衛星放送用受信設備イメージ

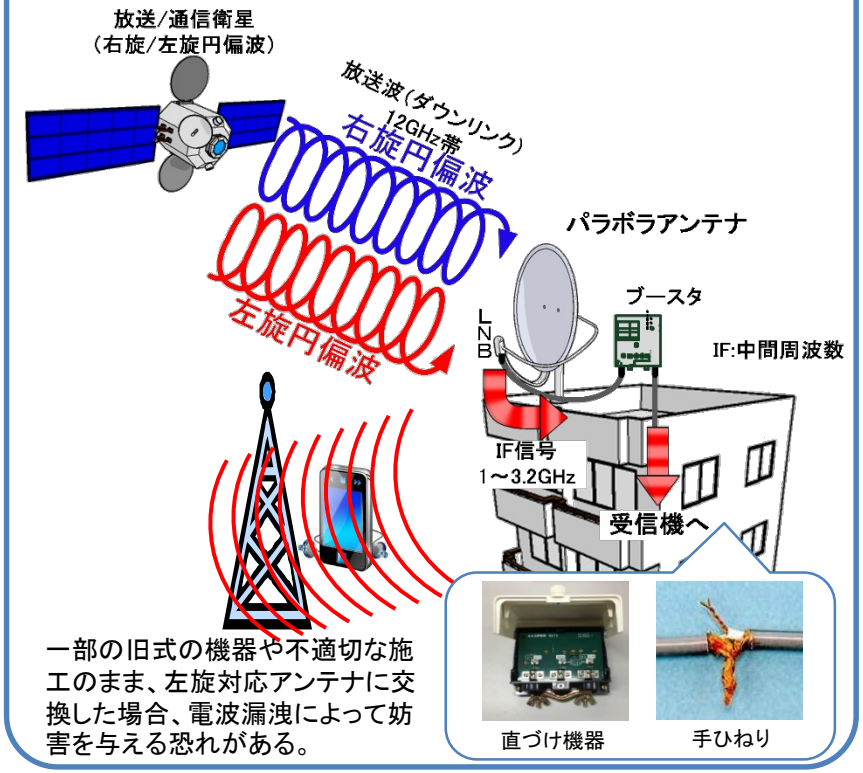

一部の旧式の機器や不適切な施工のまま、左旋対応アンテナに交換した場合、電波漏洩によって妨害を与える恐れがある。

中間周波数と同一周波数帯の無線システム

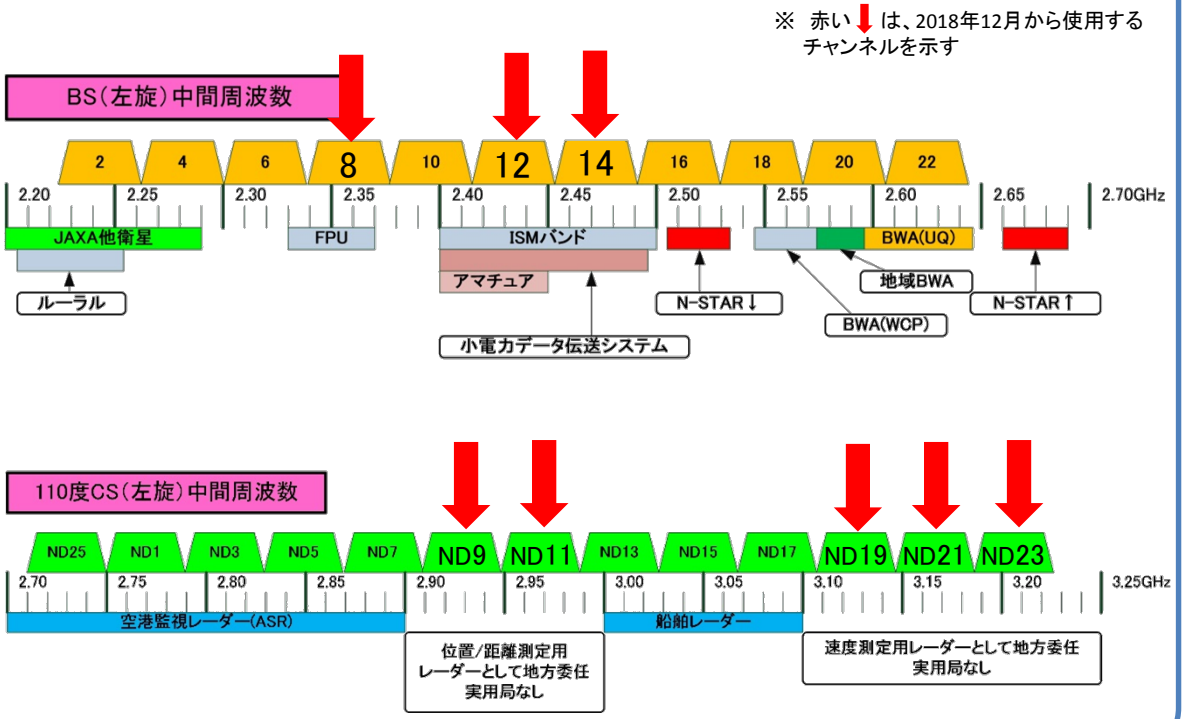

衛星放送用受信設備の技術的条件及び無線設備規則の改正案

技術的条件（情報通信審議会の一部答申より）

項目	技術的条件
（1）対象となる設備の範囲	11.7GHzを超えて12.75GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送用の受信設備であって、衛星放送を受信するための空中線（アンテナ）、宅内の配信用設備（宅内での配信による損失を補うために電波を増幅する増幅器（ブースタ）、配線（ケーブル）及び各戸や宅内の各部屋へ電波を分配する分配器や受信機に接続するための端子（コネクタ）その他の配線のために必要となる器具）及び受信機（受信機出力端まで）から構成される範囲とする。
（2）対象とする中間周波数	対象とする中間周波数は、2224.41MHz以上3223.25MHz未満とする。
（3）副次的に発する電波の限度	副次的に発する電波の限度は、任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四九・一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値とする。 なお、この値は、「無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び 測定方法を定める件（平成11年郵政省告示第300号）」に示す方法により電界強度に換算した場合、三メートルの距離において毎メートル四六・二デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）に相当する。
（4）測定方法	微弱無線を参考にして3m法の計測を規定。
（5）経過措置	今般、新たに導入する規制であり市場の激変緩和を考慮し、規定の施行について、半年程度の猶予期間を設けることが適当である。また、既に設置されている衛星放送用受信設備に対しては、一定程度の経過措置を設けることが適当である。

無線設備規則の改正

第二十四条第30項として以下を追加

30 衛星基幹放送の受信装置については、第一項の規定に加え、次の表のとおりとする。この場合において、次の表に掲げる周波数帯における副次的に発する電波の測定は、総務大臣が別に告示する方法により行うものとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
二、二二四・四一MHz以上 三、二二三・二五MHz未満	任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四九・一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

附則

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の限度については、当分の間、なお従前の例によることができる。

【参考】 ４Ｋ・８Ｋについて

- 地上放送のデジタル移行が完了（2012年3月末）し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質の映像の規格が標準化（2006年、ITU（International Telecommunication Union、国際電気通信連合））。規格は、「4K」「8K」（Kは1000の意。）の二種類（現行ハイビジョンは「2K」）。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	画面サイズ（例）	実用化状況
2K	約200万画素 （1,920×1,080 ＝2,073,600） 約2,000 = 2K	32インチ等	テレビ （HDTV※：地デジ等） ※High-Definition Television、高精細度テレビジョン放送。いわゆるハイビジョン。
4K	2Kの4倍 約800万画素 （3,840×2,160 ＝8,294,400） 約4,000 = 4K	50インチ等	映画・実用放送・VOD※ （デジタル制作・配信） ※Video On Demand 視聴者の希望に応じて映画、ドラマ等を配信するサービス。
8K	2Kの16倍 約3，300万画素 （7,680×4,320 ＝33,177,600） 約8,000 = 8K	85インチ等	試験放送 （2016年8月1日開始）

資料４

電波監理審議会会長会見用資料

平成２９年９月１３日

日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更の認可について（平成２９年９月１３日　諮問第２４号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（梶田課長補佐、濱元係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（桑山課長補佐、林田係長）
電話：０３－５２５３－５３８１

諮問第２４号説明資料

日本放送協会の放送法第 20 条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更の認可について

１　申請の概要

平成２９年７月１２日、放送法（昭和２５年法律第１３２号）（以下「放送法」という。）第２０条第９項の規定に基づき、同条第２項第２号及び第３号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準の変更についての認可申請があった。

認可申請があった実施基準の変更案は、別紙１のとおりであり、（別紙）第２部の３の「試験的提供」の内容について、地方局の放送対象地域に対応した配信実験やオリンピック・パラリンピック平昌大会の競技番組の配信、同時配信の提供時間の拡大を行うほか、新たに４Ｋ試験放送の配信を行う等とするものである。

２　申請の経緯等

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成２６年１１月１４日に、法定された実施基準の認可基準（放送法第２０条第１０項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」を、意見募集を実施した上、参考資料のとおり整備したところである。

認可申請があった実施基準の変更案については、上記の審査ガイドラインにおける審査項目に照らして検討を行った結果、次の１から５の条件を付すことを前提として認可することが適当である旨、その時点での総務省の考え方を取りまとめた。

また、今回の変更の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適当と判断し、上記の総務省の考え方について広く意見の募集を実施した。

意見募集の結果を踏まえた総務省の考え方は、別紙２のとおりである。

＜認可条件案＞　※下線部は、意見募集の結果を踏まえ追加

今般の変更に伴う「試験的な提供」の実施に当たっては、

１．本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること。また、現行の受信料制度を踏まえて行うこと。

２．本提供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること。

３．本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うこと。

４．地域放送番組の配信に関する課題の検証に当たっては、少なくとも一部については放送対象地域内に限定して配信を行う「地域制限」を実施し、当該検証の結果について、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ、共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること。

５．本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと。

６．本提供に際しては、引き続き市場競争への影響を考慮しつつ実施すること。

３　結論

審査ガイドライン及び意見募集の結果（別紙３）を踏まえ、原案の１から５の条件に加えて、６の「市場競争への影響の考慮」に関する条件を付して認可することとしたい。

【別紙】　新旧対照表

現行	変更案（下線が変更部分）
別紙	別紙
第２部の３の「試験的な提供」の内容は、以下のとおりである。	＜同左＞
１　試験的な提供の目的 放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること。	１　試験的な提供の目的 放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること。
２　試験的な提供の種類・内容	２　試験的な提供の種類・内容 以下の種類ごとの内容を実施するものとする。 放送と同時に行う提供にあわせて、放送番組を放送時間内において時差再生可能な形で提供（早戻し配信）し、または、放送が終了してから試験的な提供が終了するまでの間の一定期間にわたって提供（見逃し配信）することがある。見逃し配信については、１日あたりの提供時間を限定しない。
［試験的提供Ａ］ 国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した特定の生放送番組若干を、一般に対して試験的に提供する。	［試験的提供Ａ］ ①　＜同左＞ ②　上記のほか、オリンピック・パラリンピック ピョンチャン大会に際して行う同大会の国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した放送番組を、一般に対して試験的に提供する。

現行	変更案（下線が変更部分）
［試験的提供Ｂ］ 国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、１日１６時間以内の範囲で、期間を限定して試験的に提供する。	［試験的提供Ｂ］ 国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。以下この別表において同じ。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、期間を限定して試験的に提供する。ただし、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を参加者に含めることがある。
	［試験的提供Ｃ］ 国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組を４Ｋ信号により伝送し、3(2)に掲げる項目について検証するため、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象として試験的に提供する。提供の対象には、当該信号の受信に適したものとして事前に公表する要件に合致する受信機器を加えることがある。
3　試験的な提供の実施方法 （1）　規模	3　試験的な提供の実施方法 （1）　規模 以下の種類ごとの規模により実施するものとする。 ただし、各日の当該放送波の放送番組をすべて提供することはないものとする。
［試験的提供Ａ］ 試験的な提供は、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間５件程度（１日あたり最大４時間程度）を超えない範囲とする。	［試験的提供Ａ］ ①　スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間５件程度（１日あたり最大４時間程度）を超えない範囲とする。

現行	変更案（下線が変更部分）
	② オリンピック・パラリンピックピョンチャン大会に際して行う試験的な提供については、その期間中、同大会の放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。１日あたりの提供時間は１６時間以内とする。
［試験的提供Ｂ］ （ｱ）試験的な提供一回あたりの提供期間は、１週間から３か月以内とし、提供ごとに個別に定める。 （ｲ）参加者は、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から募集した数千人から１万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。	［試験的提供Ｂ］ （ｱ）試験的な提供一回あたりの提供期間は、１週間から３か月以内とし、提供ごとに個別に定める。１日あたりの提供時間は２０時間以内とする。 （ｲ）参加者は、受信契約者から募集した数千人から１万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。この参加者には、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を含めることがある。
	［試験的提供Ｃ］ 国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して、実施する。１日あたりの提供時間は５時間以内とする。
（2） 検証する主な項目 （ｱ）権利処理上の課題 （ｲ）配信システムへの負荷 （ｳ）受信契約者を確認するための方法 （ｴ）配信に要する費用 （ｵ）視聴ニーズ （ｶ）その他	（2） 検証する主な項目 （ｱ） （ｲ） （ｳ） （ｴ） （ｵ） ＜同左＞ （ｶ）地域放送番組の配信に関する課題 （ｷ）その他

現行	変更案（下線が変更部分）
(3)　費用、提供条件等 第２部の規定の枠内とする。	(3)　費用、提供条件等 <同左>
(4)　公表等 (ｱ) 実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表する。 (ｲ) 実施に際しては、試験的な提供であることを明示する。 (ｳ) 試験的な提供が終了する都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページで公表する。試験結果については、終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表する。	(4)　公表等 (ｱ) (ｲ) <同左> (ｳ) (ｴ)　試験的提供Ｃにおいて、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に加えて、当該信号の受信に適した要件に合致する受信機器を対象とする場合には、当該要件を事前に協会のホームページで公表する。
附則 平成２９年７月１２日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。	**附則** 平成○年○月○日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。

以上

（別紙２）

日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方

Ⅰ　経緯等

平成２９年７月１２日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和２５年法律第１３２号。以下「法」という。）第２０条第９項の規定に基づき、放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方等は以下のとおりである。

Ⅱ　申請の概要

協会においては、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）を実施しているところ、今回、実施基準の変更について総務大臣の認可申請を行ったものである。

協会から申請のあった実施基準の変更案（以下「変更案」という。）は別添のとおりであり、（別紙）第２部の３の「試験的提供」の内容について、地方局の放送対象地域に対応した配信実験やオリンピック・パラリンピック平昌大会の競技番組の配信、同時配信の提供時間の拡大を行うほか、新たに４Ｋ試験放送の配信を行う等とするものである。

なお、協会においては、変更案の策定に当たり、検討の参考とするため、国民・視聴者から意見募集を実施したところであり、合計３５件の意見が寄せられたところである。今般、変更案の認可申請に対する「総務省の考え方」を取りまとめるに当たっては、これらの意見も参考にしつつ、検討を行ったものである。

Ⅲ　現時点における総務省の考え方

（１）基本的な考え方

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成２６年１１月１４日に、法定された実施基準の認可基準（法第２０条第１０項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」[1]（以下「審査ガイドライン」という。）を、意見募集を実施した上、整備したところである。

変更案の認可に当たっては、審査ガイドラインにおける審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

[1] http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/141114_01.pdf

（２）審査ガイドラインに照らした検討[2]

１．法第１５条の目的達成に資すること（法第２０条第１０項第１号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第１５条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、変更案においては、

ア　インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第１５条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと、

イ　現行の実施基準に定める２号受信料財源業務として行われる国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的提供」について、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組を中心とした現行の実施基準で定められている枠組を変更するものでないこと

から、適切な内容であると認められる。

② 市場の競争を阻害しないこと

変更案により、

ア　実施に要する費用として、各年度の受信料収入の２．５％を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであること、

イ　市場競争との関係について、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的提供」について、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組を中心とした現行の実施基準の枠組を変更するものでないこと

から、本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

なお、実施基準制定時の認可の際に、「インターネット活用業務の実施に当たっては、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものとなるよう取り組み、放送サービスの向上の観点から、当該業務の成果については、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めること。また、それらの関連事業者との積極的な連携に努めるとともに、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること」を認可条件としており、協会においては、今般の変更案に伴う「試験的な提供」に際しても、引き続き

[2] 本審査は、申請内容が２号受信料財源業務に係る内容に限定されていることから、２号受信料財源業務の審査項目に限って行う。

市場競争への影響を考慮しつつ実施することが求められる。

③　特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

変更案により、２号受信料財源業務等の一部を委託等により外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないとする現行の実施基準の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

④　外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

変更案により、業務の遂行状況に関し、競合事業者又は外部事業者から意見・苦情等が寄せられた際の適切かつ速やかな対応を行うとともに、これらの意見・苦情等に係る外部委員からなる審査委員会による検討や、その結果を尊重し必要な措置を講ずること、当該検討結果や措置内容を協会のホームページで公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

２．業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第２０条第１０項第２号関係）

①　業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

変更案においては、現行の実施基準で定める業務のうち、２号受信料財源業務の試験的な提供として行うものであり、現行の実施基準の枠組の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

また、試験的提供の業務としては、

- 放送中の放送番組／放送した放送番組の配信の別が記載されていること
- 提供する放送番組について、国内テレビジョン放送であって、特定の放送番組のみを提供する場合はそれが記載されていること
- 提供先や配信期間等の実施方法について、それぞれの試験的提供ごとに明確に記載されていること

から、適切な内容であると認められる。

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

変更案においては、現行の実施基準で定める業務の対象として「協会が放送しようとする放送番組（放送予定番組）」「協会が放送している番組（放送中番組）」「協会が放送した放送番組（既放送番組）」が記載されている現行の実施基準の枠組の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

また、試験的提供として行われる業務についても、変更案においては、

・ 提供する放送番組について、現行の実施基準で定める「協会が放送している番組（放送中番組）」「協会が放送した放送番組（既放送番組）」とする旨が記載されていること

・ 提供する放送番組すべてを提供するものでないことが記載されていること、

から、法に規定されている範囲に収まっているものと認められる。

３．業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第６４条第１項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第２０条第１０項第３号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第６４条第１項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

審査ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

かかる趣旨から、本審査項目については、特に２号受信料財源業務における国内テレビジョン放送の放送中番組の提供及び試験的な提供の各業務が問題となるところ、変更案においては、試験的な提供の各業務について見直しを行うこととされており、当該業務について検討を行った結果は下記のとおりである。

Ａ　放送番組の放送と同時の提供

変更案においては、放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するための放送番組の試験的な提供の実施について、各日の当該放送波の放送番組をすべて提供することはないこととした上で、以下３つの種類・内容が記載されている。

ア　国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）のスポーツイベントの特定の生放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供Ａ」という。）

変更案においては、現行の実施基準における試験的提供として実施されている国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）のスポーツイベントの生放送番組のうち検証に適した放送番組の放送との同時の提供（試験的提供Ａ①）に加え、オリンピック・パラリンピック平昌大会に際して行う同大会の国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の番組のうち、検証に適した放送番組を、１日１６時間以内で、放送と同時に提供すること（以下「試験的提供Ａ②」という。）としている。

この試験的提供Ａ②について、受信料制度との関係については、

・　対象となるイベントがオリンピック・パラリンピック平昌大会に限られており、提供期間も当該大会期間中に限定されること

・　オリンピック・パラリンピック平昌大会以外の放送番組に係る放送の同時の配信を行うものではなく、当該放送波のすべての放送番組を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとは必ずしもいえないこと

から、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

イ　受信契約者から適正に募集・依頼する参加者を対象に、１日２０時間以内の範囲で、期間を限定して国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供Ｂ」という。）

変更案においては、現行の実施基準における試験的提供のうち、試験的提供Ｂについて、

・　提供時間について、１日２０時間以内の範囲で実施すること

・　参加者について、現行と同等とした上で、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を参加者に含めることを可能とすること

・　変更案の参考資料によれば、「地域制限」の検証を含む地域放送番組の配信について検証する観点から、検証項目を追加すること

とされている。

受信料制度との関係については、その対象者の一部として、受信契約者以外の人を含めることがあることとされているものの、その対象者全員が受信契約者以外となるわけではなく、全体の参加者の数も引き続き限定的なものにとどまることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

ウ　国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）を４Ｋ信号により伝送し、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象として放送と同時に試験的に提供（以下、「試験的提供Ｃ」という。）

変更案においては、国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組のうち、検証に適した放送番組を、１日５時間以内で、放送と同時に提供することとしている。

受信料制度との関係については、試験的提供Ｃを利用するためには技術的な必要性からハイブリッドキャスト対応受信機を設置する必要があるところ、当該受信機は法第６４条第１項[3]に規定する受信設備に該当すること、提供の期間も１日５時間以内であり、かつ、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送に限定されていることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないと認められる。

Ｂ　時差再生可能な形での提供（早戻し配信）、見逃し配信

また、試験的提供Ａ、試験的提供Ｂ及び試験的提供Ｃにより、放送番組を放送と同時に提供を行う際には、放送番組を放送時間内において時差再生可能な形で提供（早戻し配信）し、または、放送が終了してから試験的な提供が終了するまでの間の一定期間にわたって１日あたりの提供時間を限定せず提供（見逃し配信）することがあることとされている。

この点、受信料制度との関係については、基本的に、各試験的提供により提供される放送番組を早戻し配信・見逃し配信の提供の対象とし、試験的提供の終了後にはこれらの配信も終了するものであることから、提供番組数及び提供期間とともに、限定的なものにとどまるため、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

他方で、試験的提供Ａ及び試験的提供Ｃについては提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供Ｂについては受信契約者を確認するための方法やその実施期間・実施回数、受信契約者以外の参加者の規模等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である。

---

[3] 放送法

（受信契約及び受信料）

第 64 条　協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第１２６条第１項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

また、試験的な提供である以上、実施の都度、それまでの試験結果を検証しつつ段階的・効率的に実施することが重要であると考えられる。

さらに、本提供の実施財源が受信料であることを踏まえ、試験としての目的に照らして必要な期間及び費用の範囲内で行うことが必要である。

加えて、本提供により明らかとなった地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共有するよう努めることが求められる。

４．業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第２０条第１０項第４号関係）

①　受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること ②　インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

変更案により、実施に要する費用として、各年度の受信料収入の２．５％を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

５．第２項第２号の業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第２０条第１０項第５号関係）

①　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

変更案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされているほか、２号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案や変更案の参考資料において、試験的提供の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することや、「地域制限」による配信を行うこと、特定の端末機器等に限定して配信することがあることとされていることについては、放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するという試験的提供の性格に鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

６．第２項第２号の業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第２０条第１０項第６号関係）

①　サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

変更案においては、

ア　２号受信料財源業務として利用者に対価を求めることなく実施することとされていること、

イ　提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがあること

とされているほか、利用料金の考え方や当該料金の特例措置の条件等の記載や、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

②　サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること ③　利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること ④　利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること ⑤　サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

変更案により、

ア　利用者保護の観点から、あらかじめサービスの内容を公表するとともに、利用規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表する

イ　放送番組等の提供に当たって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令や、「ＮＨＫ個人情報保護方針」、「ＮＨＫ個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適切な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずること

ウ　サービスの利用者等からの意見・苦情等について、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努めることとされており、必要な措置を講ずる

エ　放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

また、試験的提供Ｃについて、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に加えて、当該信号の受信に適した要件に合致する受信機器を対象とする場合には、当該要件を事前に協会のホームページで公表することとしており、適切な内容であると認められる。

なお、これまでの試験的提供の取組を踏まえ、本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うことが求められる。

７．業務の実施基準の変更勧告（法第２０条第１１項関係）及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第２０条第１３項関係）

①　業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること ②　業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること ③　少なくとも３年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

変更案により、

ア　業務について、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表する

イ　業務の実施状況について、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表することとし、あわせて、毎年度、技術の発達、需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講ずる

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、地域放送番組の配信に関する課題の検証を含む試験的提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めるとともに、本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことが求められる。

Ⅳ　結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提（条件）として、これを認可することが適当であると考える。

今般の変更案に伴う「試験的な提供」の実施に当たっては、

- 本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること。また、現行の受信料制度を踏まえて行うこと。
- 本提供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること。
- 本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うこと。
- 地域放送番組の配信に関する課題の検証に当たっては、少なくとも一部については放送対象地域内に限定して配信を行う「地域制限」を実施し、当該検証の結果について、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ、共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること。
- 本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと。
- 本提供に際しては、引き続き市場競争への影響を考慮しつつ実施すること。

Ⅴ　今後のプロセス

今回の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。

「日本放送協会の『放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

Ⅰ　意見募集期間

・平成２９年７月２１日から平成２９年８月２４日まで

Ⅱ　提出された意見の件数、意見提出者

・提出された意見の件数：　６５件

（１）放送事業者から提出された意見：　２１件

意見提出者（提出順）：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ岩手、株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社テレビ信州、株式会社テレビユー山形、株式会社東京放送ホールディングス、株式会社中国放送、株式会社毎日放送、中京テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、株式会社フジテレビジョン、西日本放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社テレビ東京、南海放送株式会社、朝日放送株式会社、中部日本放送株式会社・株式会社ＣＢＣテレビ、広島テレビ放送株式会社

（２）その他：　４４件

意見提出者（提出順）：一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会、個人（４２者※）

Ⅲ　提出された意見と総務省の考え方

・別添のとおり。

※　本意見募集とは関係のない御意見（１件）に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。

（別添）

提出された意見と総務省の考え方

○「日本放送協会の『放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対する意見と総務省の考え方

１．放送法（以下「法」という）第２０条第１０項第１号関係（Ⅲ（２）１.）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
【意見１－１】 ●　今般のインターネット実施基準の変更によってＮＨＫテレビ放送の試験的提供の範囲が拡大するにも関わらず、現行の実施基準の変更を行うものではないことなどを理由に「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」と結論付けるのは、いささか早計ではないかと考えます。 ●　特に試験的提供ＡおよびＣの実施は民間事業者が放送あるいはインターネット配信するスポーツイベント（ピョンチャン五輪など）と重複・競合し競争環境を阻害することがないよう、民間事業者の商業性に配慮することが重要です。そのため、認可の条件に「市場の競争を阻害しないこととの関係を十分考慮しつつ実施すること」を追加するよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	実施基準においては、「協会が実施計画の策定等に際し市場競争への影響を考慮・勘案する、必要に応じて業務の改善を図るための措置を講じる」としており、今回の実施基準の変更案において、これを変更するものではありません。 また、実施基準制定時の認可の際に、「インターネット活用業務の実施に当たっては、当該業務の市場競争への影響を十分考慮すること」を認可条件としているため、協会において、これら実施基準及び認可条件に従い適正に業務を実施するものと考えていますが、ご意見の趣旨を踏まえて、今回の認可条件にも「引き続き市場競争への影響を考慮しつつ実施すること」を追加します。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験的提供Ａ及びＣ」に関する意見に対し、「試験的提供Ａと試験的提供Ｃの具体的な実施内容はまだ検討中」

	であり、「ピョンチャン五輪を対象に実施する場合には、共同で権利を取得している民間放送事業者とは事前に十分に話し合いを行うことが重要と考えて」いる旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。
【意見１－２】 「試験的提供Ａ」に関しては対象スポーツイベントから年間5件程度、と現行規模から据え置きとなっている。またピョンチャンオリンピック・パラリンピックは提供時間が1日あたり16時間以内と規定されている。 オリンピック・パラリンピックは民放と共同で放送権を取得している案件であり、すでに民放等による配信も定着しているところである。また高校野球などのアマチュアスポーツでもＮＨＫと民放による並列放送（生中継以外に録画による異時間放送、ダイジェスト放送を含む）番組でも民放事業者によるリアルタイム配信がビジネスとして定着しているものがある。これらと重複・競合し競争環境を阻害しないよう、民間事業者の商業性に配慮し、「市場の競争を阻害しないこととの関係を十分考慮すること」旨を認可条件に追記されることを希望する。 【株式会社毎日放送】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－３】 これら新サービスの需要動向を調査するための試験的な提供の必要性は理解できるが、民放ＮＨＫの二元体制の枠組みの中で、配信実験が行われることを考えると、受信料依拠サービスとしてどこまでの範囲の視聴機会拡大が許容されるべきか、広く意見を聞き、しっかりと検証されるべきである。	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

民間放送は、視聴者が広告部分を含めた番組全体を視聴することを前提としたビジネスモデルで、良質な番組を無料で広く視聴者に提供している。早戻し再生は使用方法如何では、このビジネスモデルを毀損する恐れがある。試験的提供といえども放送事業者が提供する配信にあってこの種のサービスが標準的に実装されるかのような印象を視聴者・被験者に与えることは民間放送事業者に大きな影響を与える。これら影響について十分に配慮する旨が認可条件に追記されることを希望する。 【株式会社毎日放送】	
【意見１－４】 ＮＨＫの案では「見逃し配信は１日あたりの提供時間を限定しない。」とあることから、民間放送局はじめ民間事業者との市場へ影響が及ぶことを懸念します。 特に試験的提供Ａにおいてスポーツイベントやオリンピック競技の配信が重複・競合することも懸念され“民間事業者の事業との競争環境に弊害を及ぼさないよう特に配慮すべき”との要旨の条件文を追加されることを要望します。 【関西テレビ放送株式会社】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－５】 ● 特に「オリンピック・パラリンピック ピョンチャン大会」について試験的提供Ａ②を実施するにあたっては、その放送番組の同時配信が、同様の配信基盤から提供される競技映像等の配信とあわせて、民間事業者が放送あるいはインターネット配信するものと重複・競合して競争環境を阻害することがないように、民間事業者の商業性に配慮する	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

ことが重要と考えます。 そのため、認可の条件に「市場の競争を阻害しないこととの関係を十分考慮しつつ実施すること」を追加するように要望します。 【株式会社テレビ東京】	
【意見１－６】 ●　試験的な提供の実施において、民間事業者が放送あるいはインターネット配信するスポーツイベント（ピョンチャン五輪、プロ野球中継、高校野球中継など）と重複・競合し競争環境を阻害することがないよう、また、権利処理等が民間事業者の事業展開に悪影響を及ぼすことがないよう、民間事業者の商業性に配慮することが重要です。そのため、認可の条件に「市場の競争を阻害しないように十分考慮しつつ実施すること」を追加するよう要望します。 【朝日放送株式会社】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－７】 「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」との記載があるが、 「試験的提供」のやり方によっては民放事業者の事業に対してマイナスの影響が生じる懸念がある。したがって、関係各所との事前の協議を行った上で実施に当たっては慎重に判断することを要望する。特に「試験的提供A」におけるピョンチャン五輪の中継の早戻し配信や見逃し配信については、共同で放送権などのメディア権を保有している民放事業者の了解のもとで実施すべきであり、民放事業者の商業性に十分配慮し妨げにならないよう、民放事業者と事前に協議をし、合意を得た場合のみ実施することを要望する。	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【日本テレビ放送網株式会社】 同旨：西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式会社	
【意見１－８】 ●「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」との記載があるが、「試験的提供」のやり方によっては民放事業者の事業に対してマイナスの影響が生じる懸念があるので、関係各所との事前の協議を行った上で慎重な判断をし、実施をお願いしたい。 【西日本放送株式会社】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－９】 試験的提供のやりかたによっては民間放送の事業にマイナスの影響が生じる懸念がある。実施に当たっては関係機関との事前協議を徹底するなど慎重な判断を求める。 【株式会社テレビ岩手】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－１０】 意見 今回のインターネット実施基準の変更によって、新たにピョンチャン五輪を対象にした「試験的提供Ａ2」やハイブリッドキャストを利用して４Ｋ試験放送番組を同時配信する「試験的提供Ｃ」を新たに実施するなど、ＮＨＫの試験的提供の範囲が拡大するにも関わらず、総務省が、現行の実施基準の変更を伴うものではないことを理由に「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」と結論付けることについては早計ではないかと考えます。 試験的提供Ａ2とＣの実施は、民間事業者が放送したり、インター	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

ネットで配信するスポーツイベントと重複・競合が発生する可能性があることから、民間事業者の商業性に十分配慮することが重要と考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	
【意見１－１１】 「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」との記載がある。1万人以内の参加者による「試験的提供」では市場競争の阻害にならないと思われるが、将来、常時同時配信が始まると、市場競争を阻害することは確実である。 ピョンチャン五輪の「試験的提供」にあたっては、共同でメディア権を保有している民放事業者と十分に協議し実施されるべきである。また、ＮＨＫの別添2「平成29年度試験的提供　概要案と実施基準変更案」には、ピョンチャン五輪での早戻し配信・見逃し配信実験について記載されていない。システム負荷の確認にとどめ、早戻し配信・見逃し配信実験をしないことを強く要望する。 【株式会社テレビ信州】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－１２】 試験的提供A②「ピョンチャン五輪での実験」として 1日 16時間 以内、試験的提供B「早朝・深夜の利用動向の確認」として 1日 20時間以内の配信ということだが、補完とは名ばかりで、提供時間 としては過大と考える。今回の実施基準の改定内容のような1日の大半の番組を同時配信することが「補完」だと総務省が考えるのであれば、総務省として「補完」についての具体的な考え方を示すべきではないか。 【株式会社テレビユー山形】	試験的提供A②の１日１６時間以内及び試験的提供Bの１日２０時間以内はあくまでも提供時間の最大値であり、提供期間も限定されていること、試験的提供Bの参加者の規模は１万人以内と限定されていることから、直ちに法２０条２項２号の趣旨に照らして不適当とはいえないものと考えます。 試験的提供Aについては提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供Bについては受信契約者を確認するための

	方法やその実施期間・実施回数、受信契約者以外の参加者の規模等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあること等を踏まえ、試験的提供は、段階的に行い、それまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施することを認可条件としています。
【意見１－１３】 試験的提供A②、「ピョンチャンオリンピック」の配信は、受信料の支払いの有無に関係なく参加者が無制限で、相当量の番組の配信を受けられることになる。総務省の考え方では、「費用の上限が2.5%という基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであること」「試験的提供は公共性が高い取組で現行の実施基準の枠組みを変更するものではない」という理由で「市場の競争を阻害するおそれが低い」としているが、今回の配信のような業務を行うことは、民間事業者にとっては難しいと言えるうえ、共同でメディア権を保有し、広告収入で成り立っている民間放送の商業性に大きな影響を与えると考える。総務省が「市場の競争を阻害する恐れが低い」とするさらなる具体的根拠を示すべきと考える。 【株式会社テレビユー山形】	意見１－１２の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－１４】 今回のインターネット実施基準の変更では、試験的提供の範囲・時間が拡大するにも拘らず、費用が現行制度の上限を超えないこと、公共性	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

の高い取り組みであることを理由に、本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと結論付けられました。これについては民間の同種のサービスを行う競合事業者として、議論が不十分ではなかったかと思います。 　特に試験的提供Ａ②とＣの実施による拡大路線は、平昌オリンピックの配信について検討されていると考えられ、民間放送事業者の放送・配信と重複・競合することが予想されます。都度「市場の競争を阻害しないこと」の検証を行っていただくよう要望いたします。 　【株式会社東京放送ホールディングス】	
【意見１－１５】 ●試験的提供の対象となっているピョンチャンオリンピックは、共同でメディア権を民放事業者が保有していることからも、「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」とは言い難いと考える。民放事業者と十分協議し、その了解のもとで実施されるという条件を付加すべきである。特に、提供する放送番組の種類や時間帯、早戻し配信や見逃し配信の実施方法の決定について民放事業者の商業性に十分配慮することを要望する。 　【讀賣テレビ放送株式会社】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－１６】 　オリンピック・パラリンピックは、民放事業者においても様々な放送・配信を行う機会となっており、試験的提供A、試験的提供Cの4Kの実験的配信において、提供する番組や時間帯を検討する際には、民放事業者のサービス及びビジネスを毀損することのないよう配慮を要望します。	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【株式会社フジテレビジョン】	
【意見１－１７】 ・公共放送としてのＮＨＫが実施するインターネット活用業務は、災害放送等といった公共性の高い取り組みになるべきだと考えます。一方で娯楽性の強い番組が本業務の対象となり、民間の衛星放送事業者のサービス及びビジネスを棄損することのないよう配慮をお願い致します。 ・また、放送のインターネットへの同時配信においては、法制度等の環境整備がまだ整っていない中、公共放送であるNHKが本業務を実施していくことにより、視聴者が本サービスと誤認することのないよう、「試験的提供」であることを明確に認識できるような配慮をお願い致します。 ・見逃し配信の提供においては、提供期間の設定次第では、民間の衛星放送事業者のサービス及びビジネスを棄損する恐れがありますので、十分な配慮を要望致します。 【一般社団法人衛星放送協会】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－１８】 「「試験的提供」について、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組を中心とした現行の実施基準で定められている枠組を変更するものでないことから、本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低い」とありますが、今回のオリンピック放送をはじめとする試験的提供に当たっては、民間放送事業者への影響には十分配慮し、実施すること、そして、検証結果に関しては、需要、費	前段の意見については、意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。 後段の意見については、試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条

用、権利関係等に関して適切な分析を行い、それを民間放送事業者にも提供することで、先導的な役割を果たしていくものであることを、認可にあたっては、再度確認されることを要望します。 【中部日本放送株式会社・株式会社ＣＢＣテレビ】	件としています。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。
【意見１－１９】 試験的提供においてオリンピック・パラリンピック平昌大会の番組を時差再生可能な形で提供されるとのことですが、ジャパンコンソーシアムとして共同運営している民放に対して、番組が競合しないように了解を得たうえで実施する必要があると考えています。高騰している権利料の負担を脅かさないよう十分な協議の上で編成することは必須です。 【広島テレビ放送株式会社】	意見１－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見１－２０】 総務省が認可しているインターネット実施基準のガイドライン「目的は放送の補完」「費用は各年度の受信料収入の２．５％を上限」 が、試験的提供だけでなく将来の活用業務の指針としても維持されるよう要望します。NHK は常時同時配信を始めとするインターネット活用業務を放送の補完（任意業務）ではなく、放送と並ぶ基幹業務に位置づけようとしています。今回の実施基準変更には提供時間の延長、五輪競技放送の原則配信が盛り込まれており、インターネット活用業	実施基準の変更案において、実施に要する費用は現行の実施基準の範囲内で実施するものとされています。 なお、試験的提供は、段階的に行い、それまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施することを認可条件

務の拡大に道筋をつける内容となっています。しかしながら、NHKの三位一体改革を踏まえた公共性のあり方、常時同時配信の費用とニーズについては十分な説明が行われないままの議論が続けられています。そうした状況で実施される試験的提供においては、費用面で「将来的にも受信料収入の２．５％を上限とする枠組み」との歯止めを意識した検証とすることが不可欠だと考えます。 総務省の考え方には「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低い」とされています。将来にわたる「市場の競争を阻害するおそれ」がどの程度予測され、おそれがなくなるためにはどのような歯止めをかけるべきなのか。NHKには市場の競争阻害につながらないインターネット活用業務という視点をもって検証してもらいたいと考えます。 【株式会社中国放送】	としています。 今後のインターネット活用業務のあり方については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。
【意見１－２１】 法第１５条の目的達成に資すること（法第２０条第１０項第１号関係） 「公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること」ということからもインターネット活用業務を行うことについて適切な業務とは考えらえれません。 公共放送である限りインターネットに進出することはぜひやめていただきたい、そのような余裕があるのであれば放送法第４条を守るため、放送内容についての検証を行う努力をまずしてほしい、また受信料の値下げに活用してもらいたい。 「市場の競争を阻害しないこと」について大リーグ中継や相撲中継等視聴率の取れるコンテンツについて、放送、またはインターネット配信することは、民業圧迫であり、市場の競争を阻害していると考え	実施基準において、インターネット活用業務の目的については、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第１５条の目的を達成するために実施することとされています。 御意見については、参考意見として承ります。

る。 またスポーツ中継を見逃した場合の早戻し配信・見逃し配信などを行うことについては民間事業者の有料アーカイブ事業の民業圧迫である。 これらの観点からも我々が負担する受信料から余分な支出は認められない。 【個人】	

２．法第２０条第１０項第３号関係（Ⅲ（２）３.）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
【意見２－１】 「地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共有するよう努めることが求められる」とあり、「事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めるとともに、本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことが求められる」との記述に基づき、民放事業者と情報や得られた知見が密に共有されることをお願いしたい。 民放事業者の中でも、特に地域ローカル局にとっては同時配信を将来行うかどうかの経営判断に資するような詳細なデータ、ノウハウ、知見などが最大限提供されるよう、NHKに対する総務省の積極的な働きかけを要望する 【日本テレビ放送網株式会社】 同旨：株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式会社	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。

【意見２－２】 民間放送業者の中でもとりわけ、ローカルテレビ局にとっては同時配信を行うかどうかの経営判断に資するような詳細なデータ、ノウハウが最大限提供されるよう要望する。 【株式会社テレビ岩手】	協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。
【意見２－３】 「地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共有するよう努めることが求められる」とあり、「事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めるとともに、本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことが求められる」との記述に基づき、民放事業者と情報や得られた知見が密に共有されることをお願いしたい。 民放事業者の中でも、特に地域ローカル局にとっては同時配信を将来行うかどうかの経営判断に資するような詳細なデータ、ノウハウ、知見などが最大限提供されるよう、NHK に対する総務省の積極的な働きかけを要望する。 【株式会社テレビ信州】	意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見２－４】 我々地方局にとって地域制限の配信の検証は、今後配信にどう向き合うべきかを考えるための重要な情報になると考える。「地域放送番	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。

組の配信に関する課題の検証を含む試験的提供の検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努める」としていること、また、得られた知見について、関連事業者とできうる限りの共有・公表を求めていることは妥当である。 実験を行う地域の選択にあたっては、都市部に偏ることなく、多様な地域の選択を希望すると同時に選択の基準を公表することを希望する。また、実験にあたっては、人口や経済規模によってユーザーの配信に対する考え方に違いがあるのか、地域特性があるのかなどの検証をするべきと考える。さらに、システムの構成や、各地域の運用方法、人員・コスト、利用動向など可能な限り知見公表を希望する。 【株式会社テレビユー山形】	なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 また、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「地域放送番組の配信」に関する意見に対し、「具体的な設計は検討中ですが、実施する放送局は２か所程度」である旨、回答しており、協会において、適切に検討されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。
【意見２－５】 今回の「試験的提供」で導入される予定の「地域制限」は、地域の人々の知る権利に応えるための適切な対応であると考えます。同時に地域免許制度に支えられた民放のネットワーク体制が果たしてきた役割を評価して実施されるものと受け止めています。当社は地域の人々が地域の情報を過不足なく受け取り、発信することのできる権利「情報の地方分権」を守ることを県民・視聴者に約束しています。この約束は経営基盤の安定がなければ維持することが困難です。NHK が豊富な制作費で生み出す膨大なコンテンツを無秩序に配信し、関連ビジネスを限りなく肥大化させれば、民間の事業者、特に経営規模の小さい当社のようなローカル民放局の経営基盤は脅かされる恐れが多大にあります。配信に「地域制限」を設ける重要性についてローカル局の立場を理解していただくとともに、検証結果の民間との共有をはじめ公	意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

表について上記目的に沿った適切な対応の履行を促していただきますよう要望いたします。 【株式会社中国放送】	
【意見２－６】 ＮＨＫのインターネット業務は、あくまで放送の補完であり、日本の放送が民放ＮＨＫの二元体制に依拠している点を尊重した配信態様が試験的提供と言えども守られるべきである。その観点からも「地域制御」は必要であり、検証結果について民放事業者等との共有と積極的な連携に努めるよう記述されたことは至極、適切である。 ＮＨＫにあってはこの趣旨を尊重し、得られた知見について時宜を得た協議、公表を行うことを切望する。 【株式会社毎日放送】	意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見２－７】 「試験的提供」で得られるデータや詳細の分析結果などの知見を共有・開示していただくよう要望いたします。 中でも、地域制御は地域免許制である民間放送事業者には関心が高く、特にローカル局にとっては、経営に大きな影響を与えうる事項だと考えます。地域制御に関しては、特に、総務省からもNHKに対して積極的な情報開示を行うように、強く働きかけていただくことを要望いたします。 【中京テレビ放送株式会社】	意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見２－８】 ●「地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共	協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出さ

有するよう努めることが求められる」とあるが、民放事業者の中でも、特に地域ローカル局が同時配信の実施を検討するために、規模の小さなNHK地域放送局での権利処理作業の負荷への対応といった同時配信の運用に関する課題も明らかにすることを要望する。 【讀賣テレビ放送株式会社】	れた「地域放送番組の配信」に関する意見に対し、「具体的な設計は検討中ですが、実施する放送局は２か所程度」である旨、回答しており、協会において、適切に検討されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。
【意見２－９】 「少なくとも一部については放送対象地域内に限定して配信を行う地域制限を実施し」とありますが、地域放送番組の配信に関する課題を検証するためには、現行の実施基準の費用の範囲内で、可能な限り多くの地域で実施することが重要と考えます。地方の放送事業者の置かれている環境はエリアによって様々であり、より詳細な分析を行うためにも、環境の違いに応じた複数の地域を選定し、各々のエリア特性含めて比較検証することが重要だと考えます。 【東海テレビ放送株式会社】	意見２－８の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見２－１０】 ●　地域制限の実施とその検証結果の共有、事前・事後の関連事業者との連携を条件とすることはＮＨＫのインターネット活用業務と放送制度の整合性を検証する観点から、極めて適切であると考えます。 ＮＨＫのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であり、放送のインターネット配信においては地域制限を行うべきだと考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 今後のインターネット活用業務のあり方に関する意見については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

【意見２－１１】 ●　地域制限の実施は、ＮＨＫのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であることを踏まえ、インターネット活用業務と放送制度の整合性の観点からも、極めて適切です。地域制限の実施は、所在する地域、人口、経済規模、地域放送番組の割合、メディア数などが異なる、可能な限り多くの地域で実施し、その比較検証することが重要と考えます。 【朝日放送株式会社】	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「地域放送番組の配信」に関する意見に対し、「具体的な設計は検討中ですが、実施する放送局は２か所程度」である旨、回答しており、協会において、適切に検討されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。
【意見２－１２】 ・今回の「試験的提供」により得られた知見、データ類、利用者の声、検証結果等については、その全てを公開し、民間の衛星放送事業者が共有、活用できるよう要望致します。 ・また、検証結果に対する衛星放送関係事業者の意見等についても、十分な配慮を行って頂けますようお願い致します。 【一般社団法人衛星放送協会】	意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見２－１３】 「地域放送番組の配信に関する課題の検証にあたっては、少なくとも一部については放送対象地域に限定して配信を行う「地域制限」を実施し、当該検証の結果について、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること」という前提条件に概ね同意します。	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 今後のインターネット活用業務のあり方に関する意見については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

ＮＨＫテレビ放送の常時同時配信に関しては、多様な言論を実現し、民主主義の基盤となる情報インフラとしての「ＮＨＫと民間放送との二元体制」の重要性に鑑み、放送法 81 条１項２号に定められているＮＨＫの地方向け放送番組を有する義務や、民間放送の地域免許制度など放送制度との整合を十分に考慮すべきです。試験的提供において、「地域制限」に関する検証を行うことは重要ですが、実施においては、「地域制限」が必須であると考えます。 【中部日本放送株式会社・株式会社ＣＢＣテレビ】	
【意見２－１４】 試験的提供において「地域制限」は、民放にとって将来の同時配信に対する重要な指針を示すものとして、検証結果を詳細に開示されるように要望します。 【広島テレビ放送株式会社】	意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見２－１５】 「その対象の一部として、受信契約者以外の人を含める･･･」とある。現行の受信料制度としては不適切であるが、「試験的提供」であり、地上波テレビジョン放送の視聴習慣のない人の動向を調査する必要性を鑑みると許容範囲であると考える。 従来型携帯電話（ガラケー）のみのときは、ほぼ全機種でワンセグ受信が可能であったが、スマホが出現してから地上波テレビジョン放送を受信できる携帯電話の比率は減少し続けている。現在、国内のスマホの 70%が地上波放送の受信機能を持たない iPhone である。また、残りの Android 系の携帯電話の多くの機種が地上波放送受信用アンテナを実装していない。テレビが１世帯１台の過去の時代から、受	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。

信設備の所有状況も大きく変化している。 NHK の常時同時配信の実用化の前に、既存の制度にとらわれない、社会の変化に対応した新たな受信料制度を構築することが重要であると考える。 【株式会社テレビ信州】	
【意見２－１６】 試験的提供 A②は「ピョンチャンオリンピック」に「限定した内容につき受信料制度の趣旨に照らして不適切なものになる可能性は低い」とのことだが、受信契約していないユーザーが相当数の番組を配信で受けられることは受信料の支払いを行っている視聴者との整合性が取れるとは思えない。「限定した内容につき受信料制度の趣旨に照らして不適切なものになる可能性は低い」との考えは是認できない。 【株式会社テレビユー山形】	受信契約者に限定せずに提供することについては、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合等、直ちに受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるとはいえないものと考えます。 なお、インターネット活用業務の実施にあたっては、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施することを認可条件としています。
【意見２－１７】 試験的提供Ａ及びＢの拡大やＣの実施、早戻し・見逃し配信の実施について、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないと認めると結論付けられています。 一方、「提供する情報の内容・量等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もある」との記述もあります。 この「懸念が生じる可能性もある」については、どのようなケースを想	受信料制度の趣旨との整合性については、提供する情報の内容・量等や、受信契約者を確認するための方法・実施期間、実施回数を総合的に勘案する必要があると考えます。協会においては、試験的な提供の実施期間、提供内容等について、協会が作成する試験計画で明らかにし、その結果も公表しつつ、本実施基準に基づき適正に業務を実施するものと考えます。

定されているのか、具体的にご回答いただきたいと思います。 総じて、受信料制度についてはＮＨＫ受信料制度検討委員会にて、公平負担徹底のあり方、受信料体系のあり方について引き続き検討中であるため、それらの結論と合わせて受信料制度との整合性について判断がなされるべきと考えます。 　また、試験的提供Ｃにおいては、４Ｋ８Ｋ試験放送を受信できる設備が一般的にないため、放送では受信できず、２Ｋ放送のハイブリッドキャスト配信から提供されるケースとなります。 この場合、試験的提供Ａ，Ｂにある「同時に提供」の意味合いとは異なることから、現行制度の「放送の補完」の範囲内であるのか、また受信料制度との整合性が保たれるのか、疑問が残ります。 　【株式会社東京放送ホールディングス】	また、試験的提供Cについては、国内テレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送の試験放送）を４K信号により伝送し、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に放送と同時に提供するものであり、提供の期間も限られていることから、直ちに受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるとはいえないものと考えます。 　なお、インターネット活用業務の実施にあたっては、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施することを認可条件としています。

３．結論（Ⅳ）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
【意見３－１】 意見 地域放送番組の配信に関する課題の検証にあたっては、放送対象地域内に限定して配信を行う「地域制限」の実施と、その検証結果の民間放送事業者等の関連事業者との共有、また事前・事後の連携を条件とすることは、ＮＨＫのインターネット活用業務と放送制度の整合性を検証する観点から適切と考えます。 ＮＨＫのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であり、放送番組のインターネット配信するにあたっては地域制限を行うべきと考	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 　なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 　総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。

えます。 得られた知見は関係事業者との共有に努め、利用しなかった人の傾向なども含め、精緻に分析した上で、その結果の詳細を可能な限り早期に公表することを強く要望いたします。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	（意見２－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。）
【意見３－２】 総務省の示している条件付きの認可の考え方は、妥当であると考える。ただ、今後の NHK のインターネット業務実施基準が、改定のたびにその内容が、放送の補完の趣旨を超えて拡大していくことが無いよう、十分な検討を行うべきである。 また、「放送を巡る諸課題に関する検討会」においても、受信料制度、インターネット業務を含む NHK の業務の在り方など、国民・視聴者、関係事業者の意見を幅広く聴取し、議論を進めていくことを希望する。 さらに、今回、「事前事後の関連事業者との積極的な連携」の努力を条件に行うことを認可した「地域放送番組の配信に関する課題の検証」に関しては、厳しい経営環境にある地域民放事業者にとっては、自らによる同時配信の実証を行うことは、非常に困難であるだけに、地域民放事業者の判断材料とできるよう、様々なデータを、できうる限り詳細に公表していただくことを希望する。 【株式会社テレビユー山形】	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見３－３】 試験結果を適切に公表することは、国民・視聴者が常時同時配信の社	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

会的意義・ニーズなどを検討する際の判断材料となるため、本条件は極めて妥当と考えます。更に、我々民間放送事業者にとっては、常時同時配信に関して様々な角度で検討する必要があり、得られた全てのデータについて共有が図られることを要望します。 【株式会社東京放送ホールディングス】	
【意見３－４】 「本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること」が認可申請の前提条件となったことは極めて妥当だと考えます。国民的な負担である受信料を財源としていることを踏まえ、都度都度、実施結果を検証し、本来の目的に照らし合わせ、最大限効果的な提供方法を検討していくことは重要だと考えます。 「検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること」「本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと」が認可申請の前提条件となったことは極めて妥当だと考えます。同時配信の事業性を検討するに際し、民放事業者にとって参考に資する知見やデータを得られるよう、検証の事前・事後における関連事業者との積極的な連携は不可欠です。 【東海テレビ放送株式会社】	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見３－５】 「本提供により得られた知見について、できる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行う	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

こと」としたのは極めて妥当です。NHKのインターネット業務で得られた知見やデータについては、民放事業者が各自で分析・活用できるよう全面的に開示することを要望します。第193回国会での参議院総務委員会においても「協会においては、（中略）視聴者の動向を的確に把握し、関係者間での情報共有および連携を図るとともに、広く国民の理解を得られるよう、情報提供に努めること」との附帯決議がなされているところです。 【株式会社フジテレビジョン】	
【意見３－６】 ●　必要な条件を付して認可するという総務省の考え方に賛成します。 ●　試験的提供により得られる知見の客観性、有用性を担保するため、当該条件の末尾に「ただし、事前の周知内容等が検証結果に影響を及ぼすことがないよう十分配慮すること」との文言を追加するよう要望します。 　ＮＨＫは同時配信の利便性をことさら強調して周知を図ることなく、同時配信サービスの改善・向上の検討という実施目的を丁寧に説明することが望まれます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 認可条件において、「本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うこと」としているところであり、実施基準において、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされていることを踏まえ、試験的提供により客観的で有用な知見が得られるよう、事前の周知等について、協会において適切に対応されるものと考えます。
【意見３－７】 ●「本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うこと」とあるが、試験的提供の調査結果の客観性、有用性を担保するため、同時配信の利便性などをこと	意見３－６の意見に対する総務省の考え方に同じ。

さら強調して周知を図ることがないよう要望する。 ●NHKのインターネット活用業務はあくまで放送の補完であり、NHKテレビ放送の同時配信においては、それぞれの放送エリアに合わせて、地域制限を行うべきだと考える。 【讀賣テレビ放送株式会社】	
【意見３－８】 ●　得られた知見の関係事業者との共有や、より詳細な分析、その結果の適切な公表を条件とすることは、常時同時配信などに関する社会的意義やニーズなどの判断材料を国民・視聴者に提示する観点から、極めて妥当であると考えます。 　　ＮＨＫは結果の分析・評価にあたり、例えば「利用しなかった人」の傾向なども含め、ネット配信に関するニーズを多面的かつ精緻に検証することが望ましいと考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見３－９】 本試験的提供については受信契約者以外の人を参加者に含めることや地域制限の検証を実施することから、その結果に高い関心を持っているところです。結論として地域制限の検証結果について「民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること。」、「本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと。」とされたことは極めて妥当であると評価します。 ＮＨＫは技術的な検証課題やシステムも含めてＡ・Ｂ・Ｃ各試験的提供	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

の詳細な検証結果を公表することを望みます。 【関西テレビ放送株式会社】	
【意見３－１０】 ● 得られた知見の関係事業者との共有や、より詳細な分析、その結果の適切な公表を条件とすることは、常時同時配信などに関する社会的意義やニーズなどの判断材料を国民・視聴者に提示する観点から、極めて妥当であると考えます。 ＮＨＫは結果の分析・評価にあたり、例えば「利用しなかった人」の傾向なども含め、ネット配信に関する個別具体的なニーズを多面的かつ精緻に検証することが望ましいと考えます。 【株式会社テレビ東京】	意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見３－１１】 ● 必要な条件を付して認可するという総務省の考え方に賛成します。 【朝日放送株式会社】	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。
【意見３－１２】 ・「試験的提供」の実施に当たり、前提（条件）を付けるという考え方は妥当と思われます。 ・ただし、今後の公共放送であるNHKの提供範囲の内容や受信料制度において、民間の有料放送市場、有料配信市場の競争を阻害することのないよう、衛星放送事業者の意見も聴取し、十分な配慮を行って頂くことを要望致します。 【一般社団法人衛星放送協会】	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 今後のインターネット活用業務のあり方については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

【意見３－１３】 「本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと」という前提条件に同意します。 今回、試験的提供参加者に受信契約者以外の人を加えることは、実態を分析するためには適切であると考えます。また、オリンピックを対象として実施する点も、１つの特殊事例として検証に値する機会であると考えます。 しかしながら、たとえば、受信非契約者の被験者数を確保できていない上での結果や、五輪中継という特殊事例の結果から、常時同時配信実施に結び付けることはできません。 試験的提供に関しては、検証に値する仕様で実施したうえで、短絡的な結論付けとならないよう詳細な分析を行い、その結果については、関連事業者及び国民への十分な説明を実施し、結論ありきの実験とならないことを要望します。 また、試験的提供は、ＮＨＫのインターネット常時同時配信実施検討に関する１つの要素に過ぎません。その他にも、法的規律の整合、著作権等権利関係、現行ビジネスモデルとの整合、視聴率の計測及び現行方法との整合等、民間放送事業者に関わる課題は山積されています。それらも十分に整えたうえで、その必要性や受信料制度との整合性に関する議論及び国民への説明を尽くし、進めていくものとなることを要望します。 【中部日本放送株式会社・株式会社ＣＢＣテレビ】	前段の意見については、意見３－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。 後段の意見については、意見３－４の意見に対する総務省の考え方に同じ。

４．全体に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
【意見４－１】 今年度の「試験的提供」をネット同時配信の実用化に向けて行うものである以上、高市総務大臣が7月24日付の書簡でNHKに申し入れた通り、放送の補完的な位置付けであることを前提にすると共に、ネット同時配信への具体的なニーズがあるかどうかが明確になるようなデータを公表するなど、精緻な取り組みを要望する。あわせて、その結果については、詳細なデータを含めて開示することを求めたい。 【日本テレビ放送網株式会社】 同旨：西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式会社、	前段の意見については、実施基準において、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされています。 今後のインターネット活用業務のあり方については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。 後段の意見については、試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。
【意見４－２】 総務省及びNHKは、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが必要である。 「試験的提供」を実用化に向けて行うものである以上、「総務省の考	意見４－１の意見に対する総務省の考え方に同じ。

え方」のなかでも、常時同時配信が放送の補完業務であることを明確にすることが重要である。 　常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきである。各世帯の受信設備の所有状況は大きく変化しているなか、既存の制度にとらわれず、社会の変化に対応した受信料制度を構築することが重要であると考える。 　「インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め･･･」と記述されているが、常時同時配信が放送の補完業務であること前提に「試験的提供」を実施することを明確に記述してもらいたい。 　【株式会社テレビ信州】	
【意見４－３】 　テレビ放送の同時配信に関する議論が進む中、詳細のデータはまだまだ不足しています。ユーザーニーズの現状調査やピークトラフィックの推計、さらには配信コンテンツの権利処理の対応など、民間放送事業者がビジネスモデルを想定する上で必要なデータの確保は、これからの議論にとって非常に重要なものになると考えます。 　ＮＨＫの試験的提供については、試験結果が一般に公開されるということが実施基準に盛り込まれておりますが、前回の試験的提供終了後の公表データは内容的に不十分であり、より有益な精度の高い実証実験を行っていただきたいと考えます。 　一方、今回のインターネット実施基準の変更については、放送の補完の範囲内で明確に試験的提供であることが必要で、民間放送事業者	実施基準において、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされています。 　今後のインターネット活用業務のあり方については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

との二元体制を脅かすものとならないよう、総務省としても精査されることを要望いたします。 【株式会社東京放送ホールディングス】	
【意見４－４】 インターネット活用を含んだ総合的な放送文化の維持・発展のためには、ＮＨＫと民放の二元体制の健全な発展がベースにあるべきです。 この点から、インターネット活用業務については NHK だけが先行するのではなく民間放送事業者への影響について十分に配慮されなければなりません。関係各所と事前に十分な協議を行った上で、慎重に判断し、進めていくことを要望いたします。 （２）の１の１のアに、「インターネット活用業務の目的について、協会（NHK）が行う放送を補完してその効果・効用を高め、（中略）現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと、」との記載がある通り、放送の補完であることを前提とした変更であることを再度、確認したいと考えます。 【中京テレビ放送株式会社】	意見４－３の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見４－５】 ●NHK テレビ放送の常時同時配信については、その意義、国民のニーズ、財源やコストに関して、NHK が自らの考え方を説明し、国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考える。 ●NHK の試験的提供は、国民に判断材料を提示するために実施される	今後のインターネット活用業務のあり方については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。 試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事

ものであり、得られたデータをすべて開示することは不可欠で、その結果の分析・評価は精緻に行い、特に国民のニーズなどは多面的に検証すべきである。 ●また、それらデータは、民放事業者が同時配信の事業性を判断するための有益な知見とすることも重要と考える。そのためには、試験的提供の調査設計に関して、民放事業者への説明と意見を聞く場を設定することを要望する。 【讀賣テレビ放送株式会社】	業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。
【意見４－６】 当社は、放送番組の常時同時配信の実施を反対する立場から、ＮＨＫに対し、所謂「インターネット実施基準の変更案」は、常時同時配信の実施を前提としたものであるとして反対の意見を表明しました。ＮＨＫの常時同時配信が民放へ与える影響は非常に大きく、民放の同時配信への動きに拍車をかけ、先々、地上波番組の視聴率低下による民放ローカル局の収益低下と民放ネットワーク体制の弱体化を招き、ローカル局の経営及び存立基盤を大きく揺るがすものとなります。放送と通信の垣根が全く無くなることは、現行法制では対応できるものではありませんし、放送の補完として部分的な同時ネット配信は認められるべきとは考えますが、常時同時配信となりますと、無料放送でカバレッジ１００％の地上波民放では放送の補完ではなく、放送そのものと言ってよいものが、視聴と回収のギャップが解消できていない受信料制度のＮＨＫゆえに手続きや手順含めて様々な議論が起こっていると考えています。さて、この度の総務省の考え方は、認可申請に際する、審査ガイドラインとの照合であり、その結論の妥当性について特段の異議はありません。	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 今後のインターネット活用業務のあり方については、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。

しかし、ＮＨＫは、所謂「インターネット実施基準の変更案」への意見募集の締め切りと同時に、「常時同時配信の負担のあり方について」の答申案を発表、意見募集を行い、同時に諮問されていた「公平負担徹底のあり方」と「受信料体系のあり方」は遅れること、約一月後の発表、意見募集となりました。３つの諮問はＮＨＫ受信料制度の将来的整備を行う上で一体的に検討するべきものであり、「常時同時配信の負担のあり方」の答申だけが先んじて、しかも所謂「インターネット実施基準の変更案」の答申と一式的な取り扱いを行ったことに大きな疑問を感じます。本来、「試験的提供」を経て、国民全体で広く議論し、合意を得るべき、常時同時配信の負担について、その答申案を試験的提供の検証以前に、拙速且つ優先的な扱いで発表したことは、２０１９年度での常時同時配信の実施を既定路線として進めようとする意図が明白であり、放送の二元体制の一端を担う者として、極めて遺憾です。スケジュール通り、既定路線化された常時同時配信のための「試験的提供」ではなく、少なくとも、広く国民に開示と議論を行うための「試験的提供」であるべきであり、現状の実施規準の変更過程を見直すように強く要望いたします。 【株式会社テレビ新潟放送網】	
【意見４－７】 「インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第１５条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないことから適切な内容であると認められる。」とありますが、先般の協会による発言を見ますと、将来的には「ネット活用を本来業務」と	実施基準において、試験的提供は、「放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること」を目的に行うものとされています。

捕らえているように見受けられます。この考え方に基づくネット活用であるならば、その業務は不適切ということとなります。認可にあたっては、協会に対し、この考え方をいま一度問い質す必要があるものと考えます。 【中部日本放送株式会社・株式会社ＣＢＣテレビ】	
【意見４－８】 インターネット試験的提供の結果については、精緻なデータを開示されることを要望します。 ＮＨＫ３月２日公表の「見逃し配信利用動向等検証実験」として公表されている内容では「見逃し配信を利用した人」と「同時配信を含むサービスを一度でも利用した人」の割合は提示されていますが、「同時配信を利用した人」がわかりにくくなっています。満足度、利用動向においても「見逃し配信のみ」「同時配信と見逃し配信の両方」のみ開示されています。 平常時において視聴者のニーズは「同時」よりは「見逃し」配信の方が高くなっている結果を裏付けているのではないかと思われる内容と考えますが、設問事項と調査結果について検討をお願いします。 【広島テレビ放送株式会社】	試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「試験結果の公表・共有」に関する意見に対し、「民放放送事業者各社との試験的提供の成果の共有には今後も努めてまいりたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 また、具体的な試験設計については、協会において、適切に対応されるものと考えます。
＊活用業務全体	
【意見４－９】 NHK は受信料収入によって経営が行われている以上、NHKの行う業務については、視聴者の理解と納得が得られるかが非常に重要と考える。 NHKのインターネット活用業務については、受信料制度や業務のあり方などについて関係者の意見を幅広く聞き取り議論を慎重に進めていた	総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。 今後のインターネット活用業務のあり方に関する意見については、現在総務省の有識者会議等で議論されているもので

だくことを希望する。 【株式会社テレビユー山形】	あることから、参考意見として承ります。
＊権利処理	
【意見４－１０】 権利処理や許諾に関連する各種権利団体などとの交渉を通じて得られた知見が民放事業者にも可能な限り共有されることを要望する。 また、常時同時配信の実施を前提に、試験的提供の段階から民放事業者に先駆けて権利処理のルール作りが進められ、各種の条件が高止まりになることに対する強い懸念があり、この点についても民放事業者と十分に情報が共有され、当事者間での議論ができるような環境が醸成されるよう、総務省及びNHKに要望する。 【日本テレビ放送網株式会社】 同旨：株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、南海放送株式会社	試験的提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことを認可条件としています。 なお、協会は、自ら行った実施基準変更案への意見募集で提出された「権利処理」に関する意見に対し、「権利処理に関する知見についても、可能な範囲で情報提供や説明に努めたい」、「同時配信に関する権利処理のルール作りにあたっては、懸念される点や課題について十分配慮していきたい」旨、回答していることから、協会において、本回答に沿って適切に対応されるものと考えます。 総務省としては、インターネット活用業務が、本実施基準に従って行われるよう、適切に対応する予定です。
【意見４－１１】 権利処理や許諾に関連する各種権利団体などとの交渉を通じて得られた知見が民放事業者にも可能な限り共有されることを要望する。 また、常時同時配信の実施を前提に、試験的提供の段階から民放事業者に先駆けて権利処理のルール作りが進められ、各種の条件が高止まりになることに対する強い懸念があり、この点についても民放事業者と十分に情報が共有され、当事者間での議論ができるような環境が醸成されるよう、総務省及びNHKに要望する。 【株式会社テレビ信州】	意見４－１０の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【意見４－１２】 　権利処理や許諾業務において、得られた知見を民間放送事業者にも共有されることを要望いたします。 　特に、今回、配信権や映像使用許諾料などが高額で取引され、その料金水準が今後の取引実績となるのではないかと懸念されます。この分野においても、民間放送事業者をはじめとする関係各所と情報共有されるよう、NHKに要望するとともに、総務省にもNHKに対して働きかけていただくよう要望いたします。 　【中京テレビ放送株式会社】	意見４－１０の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見４－１３】 ●NHKによる試験的提供のための権利処理は、民放事業者の配信事業に影響を及ぼさないように配慮を要望する。 　特に、常時同時配信の実施を前提にして、試験的提供の段階から権利処理のルール作りが進められ、各種の条件が高止まりになることに対して強い懸念がある。市場の競争を阻害しないためにも、試験的提供の権利処理は、民放事業者と十分に情報を共有し、議論ができる場を設けることを要望する。 　【讀賣テレビ放送株式会社】	意見４－１０の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見４－１４】 　試験的提供とはいえ、権利処理等において、これまで関係者が合意形成のために取り組んできた努力を踏まえ、今後の公正かつ自由な取引を妨げるようなことのないよう特段の配慮を要望します。 　【東海テレビ放送株式会社】	意見４－１０の意見に対する総務省の考え方に同じ。

【意見４－１５】 ・インターネット活用業務での権利処理において、衛星放送事業者を含む関係者間で、情報共有、連携を図りながら、今後の条件を設定して頂くよう要望致します。 【一般社団法人衛星放送協会】	意見４－１０の意見に対する総務省の考え方に同じ。
【意見４－１６】 昨年11～12月に実施された「見逃し配信利用動向等検証実験」の結果において、権利者団体、映画・写真を扱う大手権利者、試験の対象となる時間帯の番組出演者等の個別の権利者に対し、説明と理解を求め、また番組制作やニュース取材・制作の過程で発生した購入・使用料支払いの契約等により、配信ができない番組や編集素材の把握を行ったとされています。それらの作業は民間業者においてはかなりの負担となりますが、人的なコストは検証結果として反映されにくいものと考えられます。「本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」かどうかは疑問です。 【広島テレビ放送株式会社】	意見４－１０の意見に対する総務省の考え方に同じ
【意見４－１７】 日本放送協会には、 ・受信料に関わる第六十四条の問題 ・いわゆる偏向報道など第四条に関わる問題 などがありこれらを先に解決する必要があるのではないでしょうか？ 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

【意見４－１８】 問題点 １、公正中立な放送を求められているのに現状は程遠い ２、デジタル放送でスクランブルかけれるのだから契約者のみ放送できる筈 ３、平均月収が異常に高い、民間の３～４倍は異常？剰余金は値下げの原資にすべて回すべき ４、本社ビルに韓国、中国の放送局が同居している！ 　これでは秘密が筒抜け、しかも相手の都合に合わせたニュースわ垂れ流すこととなる！ 　以上　問題点を改善しなければ全ての案件に同意できない！ 【個人】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－１９】 インターネットへの受信料、必要性を感じません。 そもそも放送法に基づいた公平な報道が行われておりません。 国会議員（蓮舫）の多重国籍問題。 そもそも辞任すべき案件であるにも関わらず報道がありません。 従ってインターネットはおろか地上波への受信料支払いにも必要性を感じません。	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

逆に、ＮＨＫにかわる新たな公共放送局新設を提案します。 【個人】	
【意見４－２０】 自宅にTVがあってNHKの受信料も払っているけれど、自室にはパソコンしかないので、ネットでNHKの放送(特にスポーツの国際大会の生中継)を見たいと思う時があります。 受信料を払っている世帯限定なら、同時配信・配信に賛成します。 ただ、TVとネットで二重徴収はしないで下さい。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－２１】 NHKのネットにおける地上波の番組の同時放送は絶対反対です。 NHKはそもそも放送事業者であって通信であるネットでは、放送法は適用外であるはずです。それなのに、NHKがネットに固執するのは、将来ネットにおける受信料徴収が目的であるのは明白です。 放送と通信は絶対に分けられなければならず、NHKの為には放送法すら勝手に変えられては、日本国民の法律ではなくNHKの為の法律になってしまいます。 そもそも、テレビで見れば済む番組をネットで見る人はいないと思います。 NHKは、放送のテレビだけで結構です。ネットには絶対に来ないで下さい。迷惑です。 NHKには、番組の捏造、職員の犯罪行為のペナルティーを科す方が先でないですか。一日も早く停波処分5年ぐらい科して下さい。 【個人】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

【意見４－２２】 ・ 参加者について、現行と同等とした上で、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を参加者に含めることを可能とすることについては，例え，期間を切った試験運用であっても視聴者に視聴料金が発生するようなシステムの構築をされたい。 それは，例え１００円程度の定額でもかまわない。視聴料を取るのは，負担の公平うんぬんというより，料金を支払ってまでＴＶの同時再送信というサービスを受けるメリットを視聴者側が感じるのかという事を測れると思われるので，無料による試験提供は好ましいとは思えないためである。 【個人】	実施基準の変更案において、試験的提供は２号受信料財源業務として利用者に対価を求めることなく実施することとされています。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－２３】 NHK の料金徴収法はまったく公共性に欠けていると感じています。 地デジ化の頃失業していました。 お金がなくなり、テレビを買い換える余裕などなかったのに、テレビが映らなくなりました。 映らないテレビにお金を払いたくなかったので、NHK に何度も連絡して、契約を解除いたしました。 放送法では受信の出来るものを持っていると契約をしなくてはならないとのことなので、私は NHK はおろか、テレビを観なくともまったく支障はないので、テレビを捨てました。	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

ワンセグ携帯を持っていても料金を徴収されると聞いて、ワンセグの対応していない海外の端末を買うことにしました。 それなのに、NHKは、今度はPCを持っているものに徴収をすると言い出す有様。 そのために法律まで変えようとする状態は、まともな発想とは思えません。 自由競争の時代に、法律を盾にむりやり受信料をむしりとるやり方には断固として反対します。 スクランブルなど、技術的に観ることができないような方法もとれるのですから、 お金を払う人だけが自由に視聴できるようにすればよいと思うし、それが平等で、当然のことだと思います。 観たくない、観ていない人にムキになって関わってくるのは本当にやめていただきたい。 個人の家に押し売りのように訪ねてきて、NHKの受信料を払っていないと威嚇行為をしてくるのも、テレビ受信機を見せろと言ってくるのも、取立てヤクザのようです。 うちはNHKと契約解除しているのに、しつこくやってきます。 まったく知らない人が突然訪ねてきて、テレビがあるかどうか確認をさせろと言われたり契約解除しているのなら書類を見せてくれと言われてはいそうですかと家の中を案内してもらえると思っているのでしょうか。	

NHK の暴走を止めてください。 観ない自由も保障していただけますよう、お願い申し上げます。 　【個人】	
【意見４－２４】 今の NHK は電波の押し売りを行っており、その弊害を全国民が苦々しく思っている。 その根本問題を解決しないで受信料徴収をネット接続まで広めようとする横暴さは日本国民の心の自由を拘束するものであり到底受け入れられないことである。また朝鮮人を５００人以上雇用し、平気で日本を蔑む偏向報道を行い何故朝鮮人を雇用しているかの問い合わせに無言無回答で対応し無視している現状がある。 このような問題が頻発しているのに、監督官庁たる総務省は何ら手を打っていない NHK を解散するか朝鮮人を全員解雇するか何らかの手を打たなければいけないと強く思う。電波の押し売り横行、ネット受信押し売り問題、朝鮮人雇用問題これらを一挙に解決するのが民営化を行うことである。民営化を行うことによって契約者との関係がはっきりし、嫌な者は使わなければいいし、見なければいい。 もしこのまま NHK のネット配信、受信料徴収を認めるならば監督官庁としての総務省を監督不行き届きで徹底的に追及する。 　【個人】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 　御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－２５】 上の趣旨に関しまして前提にに問題ありと考えます。 げんざいけいやくみけいやくにかかわらず視聴できる現実ははなはだ	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信

不公平と言わざるをえません！未契約者はスクランブルをかけてみれなくすることを強く要求する！ 【個人】	設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－２６】 総務省の考え方はわからないではないが、そもそも現行の放送法の体制自体が今の時代にそぐわないのではないか。 TV が登場したてのかつての時代なら放送法で NHK に特別な立場を認める意義はあっただろう。 しかし、今はその必要はもう無いはずだ。 本案件とは少し話がずれるが、受信料契約が消費者契約法に準じないやり方がそもそもおかしい。 インターネットの世界は無料（広告閲覧込み）で利用できるか、納得したものに対して対価を払うかのいずれかだ。 NHK は今回の放送法改正の申請を足がかりにインターネットだけ利用する国民からも受信料を強制的に取ろうとする意図は明白である。 変更の認可申請以前の問題。 国民の中ではスクランブル化すべきだという声が根強いどころか多数を占めているはずだ。 また、NHK 解体論も日増しに強まっている。 総務省は今こそ国民の声に耳を傾けるべきである。 今回の案件には技術的試験の面では納得がいくが、受信料が絡むのであれば話は別である。	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

国民は大して視聴することも無いNHKに高額な受信料を取ら続けることに辟易しているのである。 それに受動受信問題だって総務省は全然防止策を実施してくれないじゃないか。 そこをよくよく理解していただきたい。 　【匿名】	
【意見４－２７】 政治・ニュースの分野において中立な放送を心掛けなければならない存在でありながら、偏向報道に終始する名ばかりの公共放送など見る価値もない。 地上波ＢＳ放送ですらスクランブルをかけて希望者のみ視聴できる環境で十分と考える。 ましてやネット環境は海外で無料視聴ができるのに国内のみ課金徴収するというのは到底理解できない。 公共放送を自認し更なる料金徴収を希望するのであれば先ずは財務状況の全面開示が先なのではないかと考える。 　【個人】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 　御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－２８】 日本放送協会の放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の変更の認可申請に対し、以下の意見を持って反対します 放送法遵守を求める視聴者の会 テレビは加計問題「閉会中」審査をどう報じたか？消えた参考人問題 http://housouhou.com/2017/08/06/1666/	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

の調査においてNHKの報道が放送法４条違反の疑義があります 民法よりも公共放送として厳格に放送法遵守が求められるにもかかわらず、放送法第4条第3項および第4項の違反が疑われる事案ではないでしょうか したがって、放送法４条に違反しているとした場合、今回の申請がそもそも法第１５条の目的達成以前の問題であり、公共放送としてのあり方に疑義が生じていると言わざるを得ません 今回を含め今後もいかなる申請をあげようとも、放送法4条に違反していないことを検証することがまず日本放送協会として総務省としても検証すべきではないでしょうか 放送したすべてを検証できるのはNHKですから、自ら検証し公表して、問題が無いことが確認できた場合に限り、認可の議論をすべきでだと考えます 個人情報については、上記問題を放置しNHKの認可を適切などとする総務省を信用できないことから秘匿します 【匿名】	
【意見４－２９】 このままでは反対ですね！	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

NHK の財務内容を見ましたが視聴料徴収業務に経費かかりすぎです、例えば入金なければスクランブルをかけるなど簡素にすべきです、あと個人番号を同意の上使うとか工夫すべきです、このまま認められません。 【匿名】	
【意見４－３０】 NHK がネット受信料を取るのは反対です。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－３１】 放送法上、放送と通信（ネット）は全く別の概念なので、受信料を求める法律上の位置づけがない。NHK は、テレビを持たない世帯からも受信料やそれに近い費用負担を得るための方便として利用しようとしている。公共放送が法的な裏付けがないままで、ネットを料金徴収の根拠とするのは反対です。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－３２】 テレビのない世帯でもインターネットを利用していれば NHK が料金を徴収できるようにするのは反対です。 【匿名】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

【意見４－３３】 そもそもNHKは公共放送の目的を理解していない、果たしていない為スクランブル導入しか考えられない。公共放送とは常に平等公平な放送でなくてはいけない。国会中継すらすべて放送していない。例を出すと加計学園問題で加戸さん発言はわずか1分しか放送しておらず偏向報道をおこなっている。しかも、国民アンケートでは2000人中94%がNHKは偏向報道をしていると回答している。公共放送と謳ってるのはNHK自身だけであり、国民はNHKが公共放送の役目を果たしていると思っていない。そしてNHKが強制的に受信料を国民から徴収することは国民の意に反することだ。NHKは民放と同じレベルの放送内容しかしていないにもかかわらず、公共放送を名乗るのはまったくもっておかしな話。NHKは公共放送の役目をはたしていない。NHKは公共放送としての役目をはたしているかどうかは、日本国民が決めることであり、NHKや総務省が決めることではない。日本国民全員へアンケートを実施し、きちんとした国民データを取得したうえで今後のNHKについての在り方を決めるべきだ。NHK受信料をこのまま取り続けること自体が日本国民は納得いっていない。そこをまず改善せよ。 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－３４】 インターネット配信は大反対です。 NHKは放送法を守らず、国益に反する報道が多すぎます。職員、アナウンサーの態度も最悪、百害あって一利なし、一日も早い解体を望みます。 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

【意見４－３５】 放送法も電波法も改定されているとは言えそもそも、現代社会に沿ったものではない。NHK 内容は民放と同レベルの内容。NHK は国会中継すらまともに放送できていない。公共放送の役目を果たしているとは言えない。ニュース内容も偏っている。ネットで幅広く個人が自由に情報を入手できる現代において公共放送は必要ない。国民が必要としているのは国営放送。NHK が公共放送を続けるのか？続けないか？が最大の争点であり、公共放送である NHK と国の機関である総務省の互いの主張、考え方は国民の意見を全く反映していなものである。NHK が公共放送を続けるのか？続けないか？が最大の争点であり過半数以上の国民の意見を反映していない、過半数以上の国民が参加していないパブリックコメント制度自体大問題。パブリックコメント制度はほとんどの国民が存在自体知らず、参加もしていない。過半数以上の日本国民が理解できる内容になっていないだけでなく、専門知識を持った一部の国民しか参加していない時点でパブリックコメント制度は不公平な制度である。大多数の日本国民が知らないところで知らないうちに物事が勝手に決められている極めて悪質且つ不公平な制度である。ほとんどの国民が参加していない時点でパブリックコメントは廃止にするべき制度。 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－３６】 放送法も電波法も改定されているとは言えそもそも、現代社会に沿ったものではない。NHK 内容は民放と同レベルの内容。NHK は国会中継すらまともに放送できていない。公共放送の役目を果たしているとは言えない。ニュース内容も偏っている。ネットで幅広く個人が自由に	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

情報を入手できる現代において公共放送は必要ない。国民が必要としているのは国営放送。NHKが公共放送を続けるのか？続けないか？が最大の争点であり、公共放送であるNHKと国の機関である総務省の互いの主張、考え方は国民の意見を全く反映していなものである。過半数以上の国民の意見を反映していない、過半数以上の国民が参加していないパブリックコメント制度自体大問題。パブリックコメント制度はほとんどの国民が存在自体知らず、参加もしていない。過半数以上の日本国民が理解できる内容になっていないだけでなく、専門知識を持った一部の国民しか参加していない時点でパブリックコメント制度は不公平な制度である。大多数の日本国民が知らないところで知らないうちに物事が勝手に決められている極めて悪質且つ不公平な制度である。ほとんどの国民が参加していない時点でパブリックコメントは廃止にするべき制度。 　【匿名】	
【意見４－３７】 NHKは受信料を廃止してスクランブルを掛けて、見たい人だけ料金を徴収する様にすべきです。 ましてや、ネット配信してテレビを持たないネット利用者まで自動的に受信料を徴収するというのはもっての外です。 　【個人】	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 　御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－３８】 私は以下の理由より、NHKのインターネット放送、放送法第２０条の変更に反対します。	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

１．NHK のニュースは、度々政治的な中立を保っていない事がある。（放送法４条違反） ２．公共放送であるが、大リーグなどの放送をしている。 一部の人はそれらの番組を好きで見るかもしれないが、広く公共性があるとは思えない。 国民から集めた受信料を、莫大で無駄な放映権に充てている。 ３．放送法第６４条第１項において、ただし書きがあるにも関わらず、NHK 規約第１条の２（放送受信契約の種別）において、携帯用受信機（携帯電話、スマホ)、自動車用受信機（カーナビ）も契約すべき受信機に含まれている。 一般において、スマホやカーナビを、NHK の放送を見る目的で所有している人がいるとは考えられない。しかし同規約では、スマホやカーナビを所有している場合は、契約を締結しなければならないとされている。当然、一度契約すればスマホやカーナビを所有している限り、解約は不可能とされている。（放送法第６４条第１項違反） インターネット放送が開始されれば、当然同規約（もしくは放送法）で契約すべき受信機にパソコンやタブレットも足されることが安易に予想される。 なぜ、スクランブル放送としないのかも、甚だ疑問が残る。 ４．現在 NHK が募集しているパブリックコメント概要において、「専門調査会報告書以降、PC・スマートフォン・タブレット等、多様な端末の普及はいっそう進み、可搬性のある端末も普及してきている。そうしたなか、メディア視聴のあり方も多様化が進行している。」との	

文言がある。 専門調査会報告書では、インターネット上の動画共有サイトで見逃し視聴する人の割合の統計があり、16～19 歳 70%、20 代 51%が、「よく見る」+「ときどき」と回答した、とあるが、この中で NHK を見る人がいるのか疑問。 民放番組やアニメ(違法アップロード含む)を見逃し視聴する人の割合が高いのではないか。 そもそもインターネットで NHK を見る人が、どの位の割合であるのか、きちんと実態を調査する必要がある。 また、「視聴者・国民の理解という観点では、多様な端末が普及している状況にあっても、現時点において、テレビ受信機の普及率は約９５％と極めて高く、依然としてテレビ受信機が視聴の主流であるといえる。」との文言もあり、差し迫ってインターネット配信の必要性が見えない。 【個人】	
【意見４－３９】 偏向報道といわれている NHK には受信料を払いたくありません。 まずは、公平な報道をするように指導してください。 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－４０】 ・　将来的にインターネット設備設置に対して受信料を取ることにつながるため反対。ＮＨＫは公共放送として、テレビからインターネットに利用が移りつつあることに対して対策を講じるべきで、テレビの	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるもので

在り方についてのみ検討すればいい。テレビが廃れたからインターネットを試すのは公共放送としての責務が果たせていない。 ・　年間１億４千万回の訪問活動および強引に受信契約を迫ること、受信規約などを拡大解釈することにより、国民の大半はＮＨＫの事業に対して不満を抱く結果となっている。また、信頼性が乏しい。このことから、ＮＨＫのインターネット業務について、将来的に、ＮＨＫと契約を結びたくない国民の選択肢を狭めることとなることから認めるべきではない。ＮＨＫと契約したくないために、民放から情報を得ることをあきらめ、インターネットで情報を得るということをしている国民もおり、そうした国民の文化的な生活を阻害することになる。多くの国民はＮＨＫを毛嫌いしていることを理解すべきであり、既存の業務を改善しない限り、理解は得られないこと、長きにわたり業務の改善をしていないことから、認めるべきではない。 ・（２）１．〇２すでにインターネット上では、インターネットを専門とするメディアや個人による情報発信がある程度成熟しており、受信料という安定財源のあるＮＨＫの参入は市場の競争を阻害することが間違いない。テレビにはない情報をインターネットで入手できなくなることで言論の統制にもつながりかねない。 ・（２）１．〇３現時点で、訪問活動に関する外部委託先による不法行為や苦情が多発している中で、ＮＨＫには外部業者を選定したり、監督したりする能力がないことが明白であり、軽軽に認めるべきではない。また、会計検査院から長年指摘されているように子会社に対する不適切な随意契約が解消することがなく、ＮＨＫは自浄作用がなく、常に自グループの利権を目指した行動することが認められている。そういった現状であるから、全く説得力がない。認めるべきではない。	はありません。 御意見については、参考意見として承ります。

・（２）１．〇４現時点で、訪問活動の外部委託業者に対する視聴者からの苦情に対応できていない状態であり、認めるべきではない。 ・　２．〇１〇２　現時点で、ＮＨＫは放送法を拡大解釈（たとえば、受信設備の「設置」）し、無責任かつ強引な受信契約締結を行っており、今後業務の種類などを拡大解釈することが目に見えていることから、認めるべきではない。国民からの理解が得られていない。 ・３．全般　ＮＨＫは現時点で、無責任かつ強引な受信契約締結を行っており、民間企業ではありえない量の苦情が多発していることは、改善の見込みや取り組みも見られない。そのため認めるべきではない。 ・最後に意見。総務省はＮＨＫをまともに管理してほしい。 　【匿名】	
【意見４－４１】 今般のパブリックコメント募集においては、インターネットにおいて同時配信を行った上で、受信料徴収を聴取可能なすべての携帯端末で行うことになっていますが、無条件に聴取料金を徴収するのではなく、加入型サービスとして、オンデマンドな形態であれば、加入者のみの徴収として公平であり賛成できますが、一律にすべての端末を対象とする場合には、見ない人または見たくない人まで徴収する受益者負担の原則から言っても反対いたします。 また、現行の放送法６４条が、現在の状況に即した環境を繁栄した条文になっておらず受益者負担の原則から逸脱しており、廃止または受益者が選択を行える様にしないといけないと考えます。 併せて、現在の NHK の放送内容は、あまりにも検証不足または制作者側の意図により聴取者に不利益をもたらす内容であるが、相談または	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

告発すべき窓口が明確になっておらず、また調査や罰則などの明確な処置が執られていないと思われます。 今後放送法４条の適用などの運用面を含めた総務省内での仕組み作りや個別案件に関する調査が行える第三者機関または受信料金を契約に基づき受益者が支払っているので、NHK という情報の販売者と聴取者という消費者の観点から、消費者庁で苦情、告発等の取り扱いを行えるように検討をいただき、電波行政や放送行政などを国民が偏った情報により不利益が生じない執行の程よろしくお願いいたします。 【個人】	
【意見４－４２】 日本放送協会の「放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準」の変更について断固反対いたします。 インターネット配信など全く必要ありません。 また、地上波でスクランブルをかけ料金を支払ってる人だけが見られる公平な制度が必要だと考えます。 【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－４３】 NHK には公共放送としてインターネット放送を新規事業ではなく、義務として提供させるべき NHK は受信料収入で番組を制作しており、制作した番組はインターネット上にアーカイブされ自由に閲覧できるようにすべきである。 現在 NHK は公共放送にふさわしいと思えないような番組を制作しており、公共放送としてふさわしい番組を制作しているか？もっと多くの	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

人が検証できるように全番組を一定期間無料で公開させるべきだ。 Youtube や海外のネット放送事業者と同等の品質で提供できるように、受信料収入に対する制限など儲けず、その環境を整備すべきである。 ニュース番組やドキュメント番組については歴史的資料として長期間無料で閲覧できるようにすべき。 NHK オンデマンドにて有料で行われているが、ニュース番組に至っては 1 週間しか視聴できない。 集めた受信料でどのような番組が放送されたのか？公益性や国民への影響の大きいニュース番組においては、歴史的な資料として長期間にわたって保存・公開されるべきである。図書館で過去の新聞が閲覧できるが、テレビ放送についても同様に保管閲覧されるべきである。 アメリカではフェイクニュース・詐欺ニュースが大きな問題にされているが、日本の番組においても適切な解説がなされているとは思えない番組や報道も多い。 NHK でも時事問題を扱う番組でトランプ政権は自画自賛をしているとの解説を延々流したり、IS 支配地域モスルが解放されるニュースの解説に BGM としてオフコースのさよならを流したり、北朝鮮のレストランの冷麺がおいしい一度行って欲しいという解説をしたり、常軌を逸しているとしか思えない悪ふざけのような番組が放送されていた。このような番組づくりが公共放送としてふさわしいのか？ また、民間の放送では先の都議会選挙に大きな影響を与えたフェイクニュースが放送され、1 年後にようやく番組が謝罪を流すという事件	

があった。 都議会議長が小池知事の握手を拒否したという内容であったが、実際には握手はされておりその番組のフェイクニュースをもとに都議会へ不信感を高めた方も多かったのではないか？ 米国でも同様のフェイクニュースが流れており、問題になっている。トランプ大統領はポーランド首相夫人から握手を拒否された。トランプ大統領が車椅子の子供と握手をしなかった。というものであるが実際は握手のシーンを編集で消しただけのフェイクニュースだった。 NHK は公共放送であり、特に年齢が高い方は大きな信頼を寄せている。 NHK で間違ったニュースが放送されないか？インターネットへのアーカイブで視聴者が十分に検証・監視できるように環境を整備すべきだ。 その他の時事問題に関しても、ニュース 7 などの影響の大きい番組で、世間の注目を集めている加計学園問題で加戸前愛媛県知事の国会での証言を短くしか扱わずに、野党議員の同じことを繰り返すだけの水掛け論を長々と扱ったり、ニュースと国会の双方を視聴した方がツイッター上で「おかしい」と違和感を指摘し注目されている。 NHK であれば放送に字幕がつく番組がほとんどであるから、映像音声のみならず字幕データでも閲覧・検索できるようにすべき。国会審議に関してはインターネット放送もされ、議事録も検索閲覧できるように整備がされている。	

繰り返すが、公共放送として受信料を集めて番組を作っているのだから、番組は視聴者が視聴・検証できるように一定期間無料で公開されるべきだ。 インターネットが不十分であった時代は、放送内容をDVDにして子会社が発売するという事業も必要であったかもしれないが、光ファイバー網が整備された今なぜ受信料を集めて作った番組を子会社でDVD化して利益を子会社に蓄積するのかについても、受信料を集めて作っている公共放送のあり方として見直すべき。 ４Ｋ試験放送の配信にも触れられていたが、NHKは現在G・E・BS１・BSプレミアム・ラジオ第1・第2・FMと膨大な電波が割り当てられている。 本当にこれだけの電波を占有する公共放送としてふさわしいか？国の資産である電波を格安で占有し続けてよいか、まず国民に問うべきである。 現在の放送内容を4k化して画質を上げるよりも、帯域を圧縮し空いた帯域を新規事業者に開放するべきではないかと考える。 携帯電話の事業社の独占が進み、MVNOとして新規事業者の参入・開放が義務付けされている。 Youtube使ったインターネット番組を公開している事業者や記者も居り、高い評価を集めている番組もある。いつまでも同じ事業者しかいない放送業界全体を新規の事業者を集める事でもっと活性化し、新しい事業者で多チャンネル化して多様な意見を流し国民が選択できるようにすべきだ。	

【匿名】	
【意見４－４４】 インターネットは元々日本が作ったものでは無く、米国発信のグローバルな自由なインフラである。 この自由なインフラに、特定の政府による強制徴収等と言う、人権を制限するような行為は、世界中のいかなる国も許さないだろう。（中国は別かも知れないが・・・） １９９５年にNSFNETが役割を終えると、インターネットには営利目的の利用についての制限はなくなり、自由な空間となった。 インターネットプロバイダーが有料で通信インフラを提供し、そのインフラを使って多数のコンテンツ業者が有料でサービスを提供する、言ってみれば、誰でも、自由に、制限無く、自分の求めるものを、自分の意思で提供し、手に入れることが出来る制限の無い自由なサイバー空間なのである。 勿論、限られた一部の国では言論統制や攻撃の手段として悪用されている事もあるが、あくまでも誰もが求めない例外であって、本来、このような制限は一切もうけてはならないものである。 今回のNHK及びその指定業者が、NHKの放送コンテンツをインターネット上で強制的に有料放送として流す事を目的とした申請行為は、グローバルな自由空間であるインターネットを特定の国の特定の指定業者が一方的に破壊する無法行為に他ならない。 一部の国による言論統制等の例と比べても、同等かそれ以上の悪意の	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

ある目的としか思えない。 けして許される事ではない。 絶対に反対です。 米国がこの事を知ったら、けして黙ってはいないだろう。 　【匿名】	
【意見４－４５】 インターネット放送に反対です。 理由 １　NHK においては、受信料問題を解決すべきである。全国平均 70%超の徴収率で七　の善良な国民によって維持されている現状で、これを解消しなければ憲法に規定　る「法の下の平等」に反する違法状態である。 ２　また、職員の年収 1，700 万円を超える賃金を再考すべきである。知人に聞けば　NHK 職員の中で受信料を支払っていない人間がいるとも聞く。 ３　職員の中に工作員とも思料される者が居り、ネット配信することで全世界に偏　向した番組が配信され、世界的に見て国営放送とされる NHK により、世界に向けて　日本政府がメッセージを発したと誤解される。 等々の諸問題を解決した後に、新規事業を開始すべきである。 　【個人】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－４６】 日本放送協会のインターネット活用業務について反対です。	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意

日本放送協会を縮小、解体し、民間放送及び国営放送に分割すべきだと考えます。 【個人】	見ではないため、参考意見として承ります。
【意見４－４７】 総務省の見解には概ね賛成致します。 結論で挙げられている前提(条件)１、２を、しっかり統括される事を望みます。 特に利用者の意見、苦情に対し、何らかの窓口の設置や対応。と提携関係やまた試験的な運用での子会社、関係会社の収支等の公開等も希望致します。 今後のプロセスとして挙げられている意見募集により、検討される場合の電波監視審議会への諮問も、的確に宜しくお願い致します。 またNHKからの申請案の試験的な同時配信で気になる事が、再配信者間の著作権についての係争問題です。 これとまた別の話になると思いますが、先に告示のあったNHKのパブリックコメントでは、新設のネット受信料の必要性を不払いとの不公平感としての提示が多く感じましたが、これへの移行の為の申請なのではないかと感じていました。 この為の試験的な制度？と首を傾げるところも多く感じ、著作権、放映権、通信業界等の思惑が、まねきTV訴訟の様な問題点を抱えたままになると危惧しています。	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 利用者からの意見・苦情等への対応については、実施基準において、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応することとされており、協会において実施基準に従い適正に業務を実施するものと考えています。 その他の御意見については、参考意見として承ります。

これらの点をご考慮いただき、必要ならば今後のプロセスで示された様な電波審議会への諮問へご提案をお願い致します。 　【匿名】	
【意見４－４８】 結論で挙げられてる前提(条件)の1、2、3、4、5のうち、1、2、5を、しっかり総括をお願いしたいです。 特に総務省の考え方、三頁4の「外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること」について、利用者の意見や苦情等の対処として、その対応として、パブリックコメントと同等レベルの、複数の媒体窓口の設置を希望します。 また、子会社や関係会社との収支等の公表を、きちんと義務付けをお願いしたいです。 平昌オリンピックの放映権は幾らで買う予定なのか、ここもきちんと聞きたいです。 そして、NHKからの申請案についてですが、同時配信について内容に疑問があります。同時配信でインターネットの利用を検討されているようですが、どの様な形でサービス提供をお考えですか？ 漠然とネット配信では、内容がわかりません。 ホームページで会員を募ってという規模なのか民間と提携して例えば角川でしたら、ニコ生配信するような大規模なものなのか。 これでだいぶ話が違ってきますので、是非説明をお願いします。	実施基準において、インターネット活用業務を実施するにあたっては、協会が実施計画を策定・公表することされています。また、利用者からの意見・苦情等への対応については、実施基準において、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応することとされており、協会において実施基準に従い適正に業務を実施するものと考えています。 　御意見については、参考意見として承ります。

最後に、今後のプロセスとしてあげられている、意見募集結果を踏まえた、さらなる検討と電波監視審議会への諮問も、的確によろしくお願いします。 　【匿名】	
【意見４－４９】 概ね賛成します。 平昌オリンピックの放映権はいくらで買うのか公表してほしいです。 NHKのネット同時配信の内容が不明なので詳細を公開してほしいです。 インターネットをどう利用するのですか？ 　【匿名】	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 　その他の御意見については、参考意見として承ります。
【意見４－５０】 総務省の見解に概ね賛成です。 結論で挙げられてる前提(条件)の1、2、3、4、5のうち、1、2、5を、しっかり総括をお願いしたいです。 特に総務省の考え方、三頁4の「外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること」について、 利用者の意見や苦情等の対処として、その対応として、パブリックコメントと同等レベル以上の、複数の媒体窓口の設置を希望します。 パブリックコメントについても一般的に広まっているとは言い難い部分もありますので、もっと日本国民に浸透させるように努力するべきだと思います。 また、子会社や関係会社との収支等の公表を、きちんと義務付けをお願	御意見は、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 　利用者からの意見・苦情等への対応については、実施基準において、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応することとされており、協会において実施基準に従い適正に業務を実施するものと考えています。 　その他の御意見については、参考意見として承ります。

いしたいです。 平昌オリンピックの放映権は幾らで買う予定なのか、ここもきちんと聞きたいです。 そして、NHKからの申請案についてですが、同時配信について内容に疑問があります。同時配信でインターネットの利用を検討されているようですが、どの様な形でサービス提供をお考えですか？ 漠然とネット配信では、内容がわかりません。 ホームページで会員を募ってという規模なのか民間と提携して例えば角川でしたら、ニコ生配信するような大規模なものなのか。 これでだいぶ話が違ってきますので、是非説明をお願いします。 あと資料をみていると、平昌オリンピックのみを特別扱いしている様な印象をお見受けします。 これでは電波を扱うものとしての公共性や公平性をむしろ逸脱をしているのではないでしょうか？ 公共性や公平性を重視するのでしたら、オリンピックの様な４年に一度の行事はなく、日常の放送にて対応をしてみるべきです。 最後に、今後のプロセスとしてあげられている、意見募集結果を踏まえた、さらなる検討と電波監視審議会への諮問も、的確によろしくお願いします。 　【匿名】	
【意見４－５１】 　今回の同時配信等の業務について、総務省の見解は、既に認可して	２号受信料財源業務の費用の上限については、実施基準の

いる基準の範疇であり、基本的に問題なしとの判断ですが、「受信料収入の２．５％を上限とする」ことを前提にしていると思われます。 受信料収入の２．５％は 150 億超える大きな金額であり、NHK のそもそもの任務である放送以外の業務に、それも試験的提供の業務にそれだけの金額を使用することが果たしてよいのか、機会をみて認可基準そのものを見直すべきだと思います。 また、２．５％、150 億円なる金額の対象になるものは、業務の上乗せ経費のみか、人件費等間接費を含めてのものか、今回の照会ではわかりません。それらは NHK の自主性を尊重して行うことを前提とする認可基準の趣旨から NHK に委ねるものなのでしょうか。それとも、どこかにその具体的基準が既にあるので、心配に及ばないというものでしょうか。 少なくとも、この範囲のものが経費の対象になることについて明らかにすべきと思います。既定の基準があれば、照会の際に参考まで付記してあればと思います。 さらに、できれば今回の試験的業務では、これだけの業務にこれだけの金額を予定しており、認可基準の範囲内で収まることを、明示すべきと思います。 【個人】	制定時に、協会が人件費を含めた費用見込みを元に定めたものであり、費用の上限値については一定の合理性があるものと考えます。 各年度の具体的な費用については、実施計画や実施状況に関する資料において明らかにされるものと認識しています
【意見４－５２】 今回話題に登っている、ネット放送による自由化はいい方向と考えるが、受信料徴収に至る必要性が殆ど見ない人にとって平等とは言えないと考えます、どうして、デジタル化してるのに、スクランブル方式を取らないのか？技術的にも問題アンク出来るはずだし、実際、BS 放送ではそれに類した技術を使っているじゃないですか。ネットに繋ぐ	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

と受信料が発生する件については、見る人、良く見る人、殆ど見ない人での公平性が取れないと思いますが如何でしょう、 受信料は、網をかけてくまなく徴収する気のようですが、予算の使い方が全く公表されないのはおかしいと感じます。 徴収した受信料が何処けどのように使われているのかを、詳しく公表する必要が有ると思いましがいかがですか。 取るだけ取って後は任せろでは国民は納得出来ません、詳細な報告書を毎年作成し、公表するのが筋だと思います 以上。 　【個人】	
【意見４－５３】 自身の放送をインターネットでも放送したいとのことですが、テレビ受信機を持たない世帯にも受信料を請求したいのでしょうが、大反対です。 そもそも、何故、受信料を払わない国民がいるのかを無視して、お金を恵んでもらおうという考えが卑しすぎる。 日本放送協会は、岩盤規制に守られて視聴者から乖離しながらもそのことに自省せず、法律に守られて血税をむしり取る卑しい協会じゃないでしょうか。 インターネットに参入して、新しく国民から搾取するつもりですか？ 一体何様ですか？	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 　御意見については、参考意見として承ります。

税金を掠め取ることばかりに知恵を使わずに、社会人として世間の常識を学ばれたらどうですか？ また、放送法の引用がありましたが、 法第１５条 １.「公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること」 インターネットどころか、日本放送協会のコンテンツ自体がこれに違反していませんか。 放送法遵守を求める視聴者の会が出した意見広告からわかりますが、そもそも、日本放送協会が公共放送に値するかの疑問点です。 政治的に中立であるはずの公共放送が中立ではない問題を考えるところから始めるべきじゃないでしょうか。 政治的に偏った放送を行っておきながら、義務のように受信料を徴収している時点で存在の必要を感じません。 気持ちは、日本放送協会の解体が希望です。 外国人を多数採用して、公共放送ですか？ 何か悪質な冗談ですか？ いい加減、日本の国民に馬鹿にするのはやめて、税金を返してください。 　【匿名】	

【意見４－５４】 総務省案に次の条件を付け加えるなら賛成します！ 1,　最近のNHKの放送内容が著しく偏っている、加計学園の報道姿勢が1例である、 　　野党側の主張に時間を使いすぎて、反対証人を殆ど放映していない、明らかな放送法4条違反！ ２、１の違反に対する抑止としての有効なペナルティーがない現在、確実な縛りが必要です。 ３、公平性の観点とSNSの益々の増加に対しスクランブルの徹底を命じる！要するに不払い者に対し見られないようにする！払ってるユーザーの権利を守らす事 以上をクリアーする場合において賛成いたします。 　【匿名】	御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります
【意見４－５５】 ネット利用者からも、受信料を徴収する事に反対ですし、ＮＨＫの番組をネット配信する事にも、反対です。 月刊正論２０１０年１月号に、フランス在住邦人　敦子カローさんの記事で、日本の公共放送が海外のテレビ局に貸し出した映像はどう利用されているかを書かれています。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 　御意見については、参考意見として承ります。

この事実を知ってほしい日本の公共放送が海外のテレビ局に貸し出した映像はどう利用されているのか ttp://nippon-end.jugem.jp/?eid=1147&guid=ON&view=mobile&tid=4 月刊正論ttp://seiron-sankei.com/676 ＥＴＶ特集「関東大震災と朝鮮人　悲劇はなぜ起きたのか」で、朝鮮人が犯罪を犯した事は全く報道をせず、「日本人がいかに朝鮮人に酷い事をしたか」と報道し、韓国では８月３０日、関東大震災時に起きた朝鮮人虐殺事件の被害者遺族が遺族会を立ち上げ、韓国と日本の政府に真相解明と賠償を求めていくそうです。 旧日本軍の「７３１部隊」（関東軍防疫給水部）をめぐるドキュメンタリーで、事実と違う事を報道し、それに対し８月１５日、中国外交部の華春瑩（ホア・チュンイン）副報道局長は同日の定例記者会見で、ＮＨＫが７３１部隊に関する番組を放送したことを称賛しました。 ＮＨＫスペシャル樺太地上戦終戦後７日間の悲劇でも事実と違う事を報道していました。 強制的に徴収された受信料と、私達の税金で、中韓の反日運動に手を貸す番組を作るＮＨＫの番組がネット配信されれば、日本国・日本人にどんな被害が及ぶか分かりません。 ＮＨＫのネット配信を止め、税金をＮＨＫ予算に使うのも廃止し、ＮＨＫを見たい人からだけ受信料を取るようにして下さい。 　【匿名】	
【意見４－５６】 以下、意見を行う。	今回申請のあった業務を認可することにより、法第６４条第１項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信

＞III 現時点における総務省の考え方 ＞(2) ＞1. ＞○1 反論がある。インターネット上でコンテンツの提供を行う事は、放送法15条の「国内基幹放送」及び「放送」という内容に反する。 リアルタイムのマルチキャストのみであれば、「放送」と言い得る部分があると思われるが、しかしそれはあくまで希望者に対して補完的に行うものであって、しかも現状、テレビ放送は日本全土を問題なく覆っている事から、インターネット上でのコンテンツの提供は本来的にこれを行わなければならないという義務は無い。 NHKによるインターネット上でのコンテンツの提供は、単なる雑多なコンテンツ事業者の中の一事業者としてコンテンツを提供する事になるものであって、NHKとしての特有の行為ではない事を主張する。(コンテンツ提供は、そもそも事業者が放送局である事も要しないのであるが。) ＞○2 もしインターネット上のコンテンツ公開により、視聴料を取得しようとするのであれば、日本の全事業に対して負の影響を与えるものであって、しかも他放送局との競争上圧倒的に優位に立つという事を主張する（VOD事業は厳しいものである。そこで視聴料を独占的権利によって取得しようなどというのは、他社の事業の直接的妨害でこそないものの、あまりに競争にとって不公正である。)。 視聴料を取得しようとしないのであれば問題無いとは考える。(しかし、今更NHKを殊更に見ようとする者などあまりいないであろう。当方	設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。 御意見については、参考意見として承ります。

も受像機は完全に所有しない事とした。ニュースはライブドアニュースとロイターだけでよい。） ＞〇3 一応、これについてはさして問題無いと考える。ただし現状において。蓋を開けてみると、コネのある者のみが事業を高額で受注していた、などという事態がありえないとも限らないと見る。 ＞〇4 適切に行われているのであれば、認められるのであるが（あまり信用はできない。郵便局等店頭で目にする今のNHKの番組の有様を見るに、視聴者の声が適切に反映されているとは思いがたい。）、現状段階で「適切な内容であると認められる。」とするのは早計に過ぎると考える。 ＞3. ＞〇1 そもそも、「国内基幹放送」ではないものであるので、受信料は取らないべきであると考える。 インターネット上でのコンテンツは、勝手にNHKが提供するものであるが（自主的にインターネット上での提供を言い出した事が良い証拠である。）、一般のVOD事業者と同様、見たい者のみがその都度契約を結んで見るべきであると考える。 ＞A ＞ア ＞イ ＞ウ	

希望者には、VOD事業者と同様に、自由に課金して自由に費用負担させて見させて良いと考える。しかし、上記の通り、受信設備（要するに、パソコンやスマートフォン等）を持っている者から視聴料を取る事は認められない。 NHKは、衛星放送を含む「国内基幹放送」以外でこれを行ってはならないはずである。 ＞B 正しくVODであるが、視聴料を払っている者には何らかのキーを渡して見させる等が考えられる。 しかし、これによってインターネット通信受信設備を持っている者全てに視聴料を負担させる事はありえないはずである。 視聴ページに認証でもかけて保護しての提供とすべきである。 なお、NHK（子会社含む）の予算は視聴料以外にも財源がいくつかあると思われるが、それらを使ってインターネットにおける情報提供をする事にはそこまで総務省が関わらなくてもよいのではないかと考える。 （既に、NHKニュースなどは記事が公に提供されているはずである。） ＞4. インターネット上でのコンテンツ提供は、認証により対象を限定する事が容易に可能であるので、通信設備を持つ者に視聴料を課すべきではない。 この当たり前の事が守られるのであればよい。	

＞6. ＞〇1 当然、VOD事業者と同様に、望んで見る者に認証を行ってコンテンツを提供する、という形にすべきであると考える。（マルチキャストでもこれは可能であるはずである。） 通信設備を持つ者全体に視聴料の負担を行わせる事はありえないが、それを行わないのであればよい。というより、それを行わない場合のみが適切である。 ＞〇2-5 通常の個人情報保護法及びそのガイドラインに基づけば良いのではないかと考える。 ＞IV 結論 インターネットでの電気通信（「放送」ではなく「通信」である。どう言おうが、そうである。）では認証が行えるのであるから、国内のインターネット通信設備を持つ者全てに無条件で視聴料を負担させるのではなく、VODの形もしくは視聴料を既に払っている者にアクセスキーを渡しての提供とすべきであると考える。 それ以外はありえない。そして、そうなるなら、あまり問題は無いと考える。 意見は以上である。 【個人】	

放送法第２０条第２項第２号及び第３号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第１　目的

近年のブロードバンドの普及等に伴う日本放送協会（以下「協会」という。）のインターネットを通じた放送番組等の提供に対する国民・視聴者のニーズの急速な多様化・高度化を踏まえ、協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）をより迅速・柔軟に行えるようにするため、平成２６年６月２０日に成立した「放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成２６年法律第９６号）」（以下「改正法」という。）においては、インターネット活用業務により提供できる対象を、「放送した」放送番組のみならず、「放送前」番組や「放送中」の放送番組を含め、全ての放送番組に拡大するとともに、「放送番組に対する理解の増進に資する情報」も提供可能としたところである。

また、インターネット活用業務の実施については、協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされ、改正法において、協会のインターネット活用業務の拡大と併せて、実施基準の認可基準が法定されたところである。

本ガイドラインは、改正法による改正後の放送法（昭和２５年法律第１３２号。以下「法」という。）第２０条第９項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、今般法定された認可基準（法第２０条第１０項各号に定める基準をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説とともに、具体的な審査項目をあらかじめ審査ガイドラインとして示すことを目的とする。

第２　用語の定義

このガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。

１．２号業務
　法第２０条第２項第２号で規定される、放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

２．３号業務
　法第２０条第２項第３号で規定される、放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務

３．受信料財源業務
　専ら受信料を財源として行う業務

４．有料業務
　受信料財源業務以外の業務

５．民間競合事業者
　協会のインターネット活用業務と同種のサービスを行う事業者

６．外部事業者

委託等により協会のインターネット活用業務の一部を担う事業者

７．利用者

法第２０条第１０項第６号に規定する利用者

第３　実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

１．法第１５条の目的達成に資すること（法第２０条第１０項第１号関係）

本号は、インターネット活用業務が、法第１５条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

２．業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第２０条第１０項第２号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の基準とするものである。どのような業務を実施するのかが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、インターネット活用業務の対象が法の定める範囲に収まることを確認するものである。

３．業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第６４条第１項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第２０条第１０項第３号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、法第６４条第１項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の基準とするものである。

インターネット活用業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、受信料徴収の対象となる協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、事実上、受信設備を設置している者と同等レベルの放送番組内容を視聴できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。

４．業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第２０条第１０項第４号関係）

本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度にインターネット活用業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の基準とするものである。

５．第２項第２号の業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第２０条第１０項第５号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち２号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の基準とするものである。

６．第２項第２号の業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第２０条第１０項第６号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち２号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の基準とするものである。

また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。

７．業務の実施基準の変更勧告（法第２０条第１１項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第２０条第１３項関係）

法第２０条第１１項は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可基準のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができる規定である。

また、法第２０条第１３項は、インターネットを巡る技術・サービス等の変化の速さを踏まえ、協会自身がインターネット活用業務の実施状況について適時の評価・検証を実施することにより、不断の業務改善を図っていくことを目的とするものである。放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）においても、業務の実施状況の評価及び改善に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

８．適切な区分経理（法第７３条第２項関係）

本項は、協会の収集・保有する情報資産を、インターネットを通じて有料で提供するに当たっては、見込まれる収入に比して、サーバー等の設備費用及び著作権等の権利処理に係る費用等の初期投資及び運用経費が多大であるリスクの大きな業務であることから、その事業の状況を、受信料を負担する国民の前に明らかにするとともに、業務運営の適正化を図るため、受信料財源で賄われるべき業務等とは区分して経理することを義務付けているものである。

また、放送法施行規則においても、区分経理に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第４　インターネット活用業務のうち２号業務の審査項目

１．法第１５条の目的達成に資すること（法第２０条第１０項第１号関係）

①　公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第１５条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第８３条第１項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

②　市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

③　特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

④　外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競合事業者とのトラブルをあらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

⑤　営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第２０条第４項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会のインターネット活用業務についても、営利を目的としていないことが必要である。

⑥　営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

２．業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第２０条第１０項第２号関係）

①　業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

ア　実施する業務の種類（２号業務/３号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

イ　実施する業務の内容（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別、配信時間及び期間等）

ウ　実施する業務の実施方法（提供の態様、システム形態等）

②　業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

インターネット活用業務の対象が、法第２０条第２項第２号及び第３号で定められている「協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」の範囲に収まるものとなっていなければならない。

ア　放送した又は放送する放送番組

以下のものが対象となる。

- 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- 協会が放送中の放送番組
- 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組は対象から除外される。

イ　放送番組に対する理解の増進に資する情報

編集上必要な資料を始め、放送番組の制作過程で入手される情報であり、放送番組に対する理解の増進に資する補助的な情報についても、インターネットを通じた提供が可能となる。他方、あくまで放送番組として特定される内容の理解補助として、「協会が放送した又は放送する放送番組」に関連付けられた補助的な情報の範囲に限られるものであり、以下のものについては対象から除外される。

- 放送番組が特定されない情報
- 放送番組は特定されるものの、当該番組に対する理解の増進に資するものとはいえない情報

３．業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第６４条第１項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第２０条第１０項第３号関係）

①　業務の種類、内容及び実施方法が、法第６４条第１項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

第３の３．で述べたとおり、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

４．業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第２０条第１０項第４号関係）

①　受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

②　インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

５．第２項第２号の業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第２０条第１０項第５号関係）

①　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

特定の利用者を不当に差別的に取り扱うような行為を行わないことについ

て、適正かつ明確に定められていることが必要である。

６．第２項第２号の業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第２０条第１０項第６号関係）

①　サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

②　サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置が講ぜられることが必要である。

③　利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること

利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置が講ぜられることが必要である。

④　利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

⑤　サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

７．業務の実施基準の変更勧告（法第２０条第１１項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第２０条第１３項関係）

①　業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえたものとなっていることを確認するため、また、当該業務の実施計画の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な内容を記載した実施計画（収支計画を含む。）の作成及び公表

の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② **業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること**

上記の実施計画に基づいて実施されたインターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（収支実績を含む。）の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な実施状況の作成及び公表の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

③ **少なくとも３年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること**

少なくとも３年ごとの業務の実施状況の評価及びその結果を踏まえた改善について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

８．適切な区分経理（法第７３条第２項関係）

① **区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること**

有料業務に係る経理について、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。当該勘定については、２号業務と３号業務で別々の勘定を設けるものではなく、有料提供を行う業務全体で１つの勘定を設けるものである。また、有料業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することや、配賦基準を公表することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② **事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること**

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

第５　インターネット活用業務のうち３号業務の審査項目

１．法第１５条の目的達成に資すること（法第２０条第１０項第１号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

② 市場の競争を阻害しないこと

③ 民間競合事業者からの意見･苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

④ 営利を目的とする業務でないこと

⑤ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

２．業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第２０条第１０項第２号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

３．業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第６４条第１項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第２０条第１０項第３号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第６４条第１項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

４．業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第２０条第１０項第４号関係）

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

５．業務の実施基準の変更勧告（法第２０条第１１項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第２０条第１３項関係）

① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

③ 少なくとも３年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

６．適切な区分経理（法第７３条第２項関係）

① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること

② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

第６　雑則

このガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

放送法第２０条第２項第２号および第３号の業務の実施基準

平成２９年７月１２日　総務大臣認可

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成２６年法律第９６号）による改正後の放送法（以下「法」という。）第２０条第９項の実施基準を、以下のとおり定める。

第１部　総則

１　この基準における用語は、次の定義に従うものとする。

⒜　放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組およびその編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）（法第２０条第２項第２号に規定するものをいう。）

⒝　理解増進情報

協会が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）（法第２０条第２項第２号に規定するものをいう。）

⒞　２号受信料財源業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第２０条第２項第２号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

⒟　２号有料業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第２０条第２項第２号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

⒠　３号受信料財源業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第２０条第２項第３号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

⑴　３号有料業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第２０条第２項第３号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

⑼　対象業務

⑹から⑴までの総称

2　この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。

3　この基準中、理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限る。

4　対象業務は、放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供しまたは放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第１５条の目的を達成するために実施する。【注１】

5　対象業務は、協会の任意業務として適切な費用の範囲内で実施し、その業務に要する費用は、毎年度作成・公表する実施計画および実施状況に関する資料において明らかにする。

【注１】　法２０条第１項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施するために、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究の目的で、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。

第２部　２号受信料財源業務

1　業務の内容

① 放送番組の提供

⒜ 協会が放送しようとする放送番組（以下「放送予定番組」という。）

・ 放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるもの

⒝ 協会が放送している放送番組（以下「放送中番組」という。）

・ ラジオ第１放送、ラジオ第２放送およびＦＭ放送の放送番組（全国放送および地域放送）の提供

・ 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の提供

・ 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える国内テレビジョン放送の放送番組の提供（災害時における情報の提供については平時においてその実施訓練を行う場合を含む。）

・ 放送開始後の視聴の利便を図るため、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供（ハイブリッドキャスト【注２】対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とする。）

⒞ 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）

・ 広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものの提供

② 理解増進情報の提供

⒜ 放送番組を周知・広報するもの

⒝ 放送番組等を再編集したもの

⒞ 放送番組の内容を解説・補足するもの

⒟ 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

⒠ 既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

⒡ その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

③ ①および②については、①⒝のラジオ第１放送、ラジオ第２放送およびＦＭ放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限る（※）ほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。

※ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある。

【注２】　一般社団法人ＩＰＴＶフォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。

2　業務の実施方法

①　放送番組等の提供は、協会が管理するドメイン[注３]を利用して行うことを原則とする。外部ドメインを用いる場合は、契約等により、提供する情報が協会の管理下にあることを確保する。

②　放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。

③　放送番組等の提供については、当該番組等が有する社会的意義を勘案しつつ、個々の提供の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了する。

④　１①⑹の国内テレビジョン放送の放送番組の提供については、実施の都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページにおいて公表する。

⑤　理解増進情報の提供にあたっては、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する。

⑥　放送番組等の提供にあたっては、利用者の利便に資するため、電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求めたうえで、当該利用者の利用履歴等に応じた順序や態様で提示することがある。

⑦　放送番組等の視聴・閲覧等の利便に資するためのソフトウェアを提供することがある。

3　試験的な提供

２号受信料財源業務に係るサービスの向上・改善の検討に資するため、１および２の規定にかかわらず、別紙のとおり試験的な放送番組等の提供を行う。

4　業務実施に要する費用

①　実施に要する費用は、各年度の受信料収入の 2.5%を上限とする。

②　要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

5　料金その他の提供条件

①　この業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。

②　提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある。

6　利用規約の作成等

①　利用者保護の観点から、２号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する。

②　２⑥の電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求める場合を含め、２号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、①の利用規約の中で次に掲げる事項を明示する。

⒜　当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること

⒝　協会は、利用者に関する個人情報等を７に定めるところにより適切に取り扱うこと

7　個人情報等の保護

放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「ＮＨＫ個人情報保護方針」、「ＮＨＫ個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。

【注３】　協会が管理するドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jp などがある。

第３部　２号有料業務

1　業務の内容

①　２号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、一般の求めに応じ、有料で電気通信回線を通じてその利用に供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することがある。

②　①の理解増進情報の範囲は、第２部の１②と同じものとする。

③　２号有料業務に係るサービスを、「ＮＨＫオンデマンドサービス」（以下、第３部において「本サービス」という。）と称する。このうち、①の放送番組等を当該放送番組の放送後１～３週間程度のあらかじめ定めた期間配信するサービスを「見逃し番組サービス」と、見逃し番組サービスで提供する放送番組よりも過去の既放送番組および当該番組に係る理解増

進情報を、一定期間または期間を定めずに配信するものを「過去番組サービス」という。

④　契約種別は、次のいずれかとする。

⒜　単品等・・・放送番組等の中から１本（以下「単品」という。）または複数本をまとめたパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して利用可能とするもの

⒝　見放題パック・・・個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間、利用可能とするもの

⑤　本サービスの提供対象地域は日本国内を基本とする。

2　業務の実施方法

①　本サービスの提供は、次のいずれかの方法による。

⒜　直接提供型・・・協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する方法

⒝　プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法

②　理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3　料金その他の提供条件

①　本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の考え方により定め、協会のホームページに明示する。これを変更するときも同様とする。

⒜　単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。

⒝　見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。

②　①の料金を定め、または変更するにあたっては、次の点を考慮するものとする。

⒜　利用者の利益を不当に害しないこと

⒝　できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること

⒞　一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること

③　②の⒜または⒞に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。

④　本サービスの利用の促進に資するため、①および②の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。

⒜　利用料金を一時的に減額または無料とする措置

⒝　本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置

⑤　④の特例措置は、次の条件を満たすものとする。

⒜　利用者間およびプラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）間の公平を不当にゆがめないこと

⒝　同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること

⑥　本サービスを利用するために必要となる端末機器やソフトウェア等の諸条件は、技術の進歩やこれらの普及の程度および協会が負担することとなる費用を勘案しつつ、広く国民が利用できるよう定めるものとし、協会のホームページにおいて具体的に明示する。

⑦　⑥の規定にかかわらず、プラットフォーム経由型による場合、⑥の諸条件は、当該プラットフォーム事業者が定めたものによる。

⑧　提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。

⑨　本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。

4　利用規約の作成等

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表する。

⒜　本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。）

⒝　本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること

⒞　利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法

⒟　本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協

会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとすること。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

⑹　コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項

⑴　協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「ＮＨＫ個人情報保護方針」および「ＮＨＫ個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとすること

⑹　協会は、⑴に定める個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと

⑹　本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件

⑴　本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）

⑴　⑹から⑴までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等

5　個人情報等の保護

①　個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「ＮＨＫ個人情報保護方針」、「ＮＨＫ個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。

②　プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者が①と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。

6　プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を

含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

⒜　本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと

⒝　協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと

⒞　協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること

⒟　動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと

⒠　直接提供型の実施に支障がないこと

⒡　その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと

7　利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

8　周知・広報活動

本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

第４部　３号受信料財源業務

1　業務の内容

①　３号受信料財源業務は、次に掲げる場合に、放送番組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「３号対象事業者」という。）に無料で提供することを内容とする。

⒜　災害等の緊急時における情報提供を行う場合

⒝　協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するため

にその放送番組を提供する場合

⑹　その他公益上特に意義がある場合

②　①の理解増進情報の範囲は、第２部の１②と同じものとする。

2　業務の実施方法

①　提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。

②　理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3　料金その他の提供条件

①　３号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。

②　３号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。

⑻　協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき

⑼　放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき

⑽　第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき

⑾　利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき

⑿　公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき

⒀　３号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき

⒁　２号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき

4　業務実施に要する費用

①　実施に要する費用は、年額１億円程度を上限とする。

②　要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

第５部　３号有料業務

1　業務の内容

① ３号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、３号対象事業者からの求めに応じ、有料で提供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を提供することがある。

② ①の理解増進情報の範囲は、第２部の１②と同じものとする。

2 業務の実施方法

① ３号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。

② 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。

③ ３号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。

④ 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

① 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは提供しない。

⒜ 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき

⒝ 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき

⒞ 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき

⒟ サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき

⒠ 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき

⒡ 料金が支払われることが不確実であると認めるとき

② ①の各号のいずれにも該当しないときは、次に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。

⒜ 広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か

⒝ 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）

⒞ ２号有料業務との関係

⑷　当該提供の求めに係る事業者以外の３号対象事業者への提供条件との公平性

③　提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して、行う。

④　提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。

第６部　共通事項

１　施行日

①　この基準は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成２６年法律第９６号）の施行の日から施行する。

②　放送法第２０条第２項第２号の業務の基準（平成２４年１月１８日総務大臣認可）は、①に規定する日の前日をもって廃止する。

２　実施計画の策定・公表

①　対象業務については、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表し、これに則って実施する。

②　各事業年度の実施計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。

③　実施計画の策定にあたっては、市場競争への影響も考慮要素とする。

３　実施状況に関する資料の作成・公表

対象業務の実施状況については、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表する。

４　実施状況の評価および改善

①　対象業務の実施状況については、毎年度、技術の発達および需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講じる。

②　前項の評価結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

5　外部事業者の取り扱い

２号受信料財源業務または２号有料業務の一部を委託等により外部の事業者に担わせる場合（この場合の事業者を、以下「外部事業者」という。）、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。

6　重複提供の回避

原則として、同一放送番組が、２号受信料財源業務または３号受信料財源業務および２号有料業務または３号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して利用者に提供されることのないようにする。周知・広報の目的またはやむを得ない理由で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

7　利用者からの意見・苦情等への対応

①　２号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。

②　２号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するＮＯＤコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。

③　協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のホームページへの掲載等により周知に努める。

8　競合事業者等からの意見・苦情等への対応

①　対象業務の遂行状況に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。

②　①の意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、対象業務と同種のサービスを行う事業者および外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、この基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じる。

③　②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

9　広告の禁止

２号受信料財源業務および２号有料業務の実施にあたって、他人の営業に関する広告を行わない。

10　区分経理

①　２号有料業務および３号有料業務（以下「有料配信業務」と総称する。）に係る経理は、その他のものと区分して放送番組等有料配信業務勘定により整理する。

②　放送番組等を有料配信業務で使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を放送番組等有料配信業務勘定の経費に計上する。

③　有料配信業務とその他の業務に関連する費用については、別途公表する適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。

⒜　放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、その提供番組数の実績等に応じて、それぞれ放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。

⒝　給与経費・退職手当および厚生費については、有料配信業務を実施する要員相当分を、放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。

⒞　協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。

11　有料配信業務の事業計画の策定

有料配信業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

12　収支差が生じた場合の扱い

①　放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。

②　繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、放送番組等有料配信業務勘定における翌期以降の有料配信業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

13　検討

放送番組等有料配信業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、２号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。

附　則

平成２９年７月１２日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。

（別紙）

第２部の３の「試験的な提供」の内容は、以下のとおりである。

１　試験的な提供の目的

放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること。

２　試験的な提供の種類・内容

［試験的提供Ａ］

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した特定の生放送番組若干を、一般に対して試験的に提供する。

［試験的提供Ｂ］

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、１日１６時間以内の範囲で、期間を限定して試験的に提供する。

３　試験的な提供の実施方法

（1）　規模

［試験的提供Ａ］

試験的な提供は、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間５件程度（１日あたり最大４時間程度）を超えない範囲とする。

［試験的提供Ｂ］

（ｱ）試験的な提供一回あたりの提供期間は、１週間から３か月以内とし、提供ごとに個別に定める。

（ｲ）参加者は、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から募集した数千人から１万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。

（2）　検証する主な項目

（ｱ）権利処理上の課題

（ｲ）配信システムへの負荷

（ｳ）受信契約者を確認するための方法

（ｴ）配信に要する費用

（ｵ）視聴ニーズ

（ｶ）その他

（3）　費用、提供条件等

第２部の規定の枠内とする。

（4）　公表等

（ｱ）実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表する。

（ｲ）実施に際しては、試験的な提供であることを明示する。

（ｳ）試験的な提供が終了する都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページで公表する。試験結果については、終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表する。